

議案第21号

長岡市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する  
条例の制定について

長岡市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例  
を次のように定める。

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づ  
く固定資産税の課税の特例に関し、必要な事項を定めるもの

長岡市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する  
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者（以下「承認地域経済牽引事業者」という。）について、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき固定資産税を課税免除することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(固定資産税の課税免除)

第2条 市長は、法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から令和10年3月31日までの間において、承認地域経済牽引事業者が法第18条に規定する承認地域経済牽引事業（法第25条に規定する主務大臣の確認を受けたものに限る。）のための施設のうち、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条各号の要件に該当するもの（以下「対象施設」という。）を法第4条第2項第1号に規定する促進区域内に設置した場合において、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について、課税を免除することができる。

(課税免除の期間)

第3条 前条の規定による固定資産税の課税免除（以下第7条を除き「課税免除」という。）の期間は、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度間に限るものとする。

(課税免除の申請)

第4条 課税免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。

(課税免除の取消し)

第5条 市長は、課税免除を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、

その課税免除の措置を取り消すことができる。

- (1) 法第14条第2項の規定により同項に規定する承認地域経済牽引事業計画の承認が取り消されたとき。
- (2) 対象施設に係る事業を休止し、又は廃止したとき。
- (3) 市税の納付を怠ったとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正行為により課税免除を受けたとき。
- (5) この条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (6) 前各号に定めるときのほか、市長が不相当と認めたとき。

(報告又は調査)

第6条 市長は、課税免除を受ける者に対し、必要な事項について報告を求め、又は調査することができる。

(適用除外)

第7条 この条例の規定は、長岡市過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例（令和7年長岡市条例第 号）の規定による固定資産税の課税免除の適用を受ける者については、適用しない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第22号

長岡市過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について

長岡市過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例を次のように定める。

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税の特例に関し、必要な事項を定めるもの

## 長岡市過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画であって本市が定めるもの（以下「持続的発展計画」という。）に記載された産業振興促進区域（同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域をいう。）内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備の取得等（法第23条に規定する取得等をいう。以下同じ。）をした者に係る固定資産税の課税免除に関し、必要な事項を定めるものとする。

(課税免除)

第2条 市長は、法第2条第2項の規定による公示をした日（以下「公示日」という。）から持続的発展計画の計画期間の末日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第20項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について、課税を免除することができる。

- (1) 製造業又は旅館業 500万円（資本金の額等が5,000万円を超え、1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円を超える法人が行うものにあつては2,000万円とする。）

(2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円  
(課税免除の期間)

第3条 前条の規定による固定資産税の課税免除(以下第7条を除き「課税免除」という。)の期間は、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度間に限るものとする。

(課税免除の申請)

第4条 課税免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。

(課税免除の取消し)

第5条 市長は、課税免除を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その課税免除の措置を取り消すことができる。

- (1) 課税免除の対象となった特別償却設備の使用を休止し、又は廃止したとき。
- (2) 市税の納付を怠ったとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正行為により課税免除を受けたとき。
- (4) この条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に定めるときのほか、市長が不相当と認めたとき。

(報告又は調査)

第6条 市長は、課税免除を受ける者に対し、必要な事項について報告を求め、又は調査することができる。

(適用除外)

第7条 この条例の規定は、長岡市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例(令和7年長岡市条例第 号)の規定による固定資産税の課税免除の適用を受ける者については、適用しない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第23号

長岡市個人情報保護法施行条例等の一部改正について

長岡市個人情報保護法施行条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

刑法の改正により懲役及び禁錮が拘禁刑に改められるため、本市の条例において懲役及び禁錮が規定されている条文を拘禁刑に改める改正を行うもの

長岡市個人情報保護法施行条例等の一部を改正する条例

(長岡市個人情報保護法施行条例の一部改正)

第1条 長岡市個人情報保護法施行条例（令和4年長岡市条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第1項第11号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第1項第7号に規定する保有個人情報を前条の規定の施</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第1項第11号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第1項第7号に規定する保有個人情報を前条の規定の施</p>



行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。
5 (略)	5 (略)

(長岡市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第2条 長岡市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和4年長岡市条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
(罰則) 第13条 第5条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第13条 第5条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

(長岡市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正)

第3条 長岡市情報公開・個人情報保護審議会条例(令和4年長岡市条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
(罰則)	(罰則)

第9条 第4条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第9条 第4条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。
---	--

(長岡市市政功労者顕彰等に関する条例の一部改正)

第4条 長岡市市政功労者顕彰等に関する条例(昭和39年長岡市条例第56号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
(顕彰等の停止) 第6条 第3条の規定により表彰を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条に規定する優遇を行わず、若しくは停止し、又は前条の規定による弔詞及び弔慰金の贈呈を行わないことがある。 (1)・(2) (略) (3) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたとき。	(顕彰等の停止) 第6条 第3条の規定により表彰を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条に規定する優遇を行わず、若しくは停止し、又は前条の規定による弔詞及び弔慰金の贈呈を行わないことがある。 (1)・(2) (略) (3) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたとき。

(長岡市職員の分限及び懲戒の手續及び効果並びに降給に関する条例の一部改正)

第5条 長岡市職員の分限及び懲戒の手續及び効果並びに降給に関する条例(昭和26年長岡市告示第71号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記

されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
<p>(失職の例外)</p> <p>第8条 任命権者は、職務遂行中又は通勤途上の過失による交通事故により<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(失職の例外)</p> <p>第8条 任命権者は、職務遂行中又は通勤途上の過失による交通事故により<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 (略)</p>

(長岡市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第6条 長岡市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和31年長岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
<p>(期末手当の支給制限)</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当する議員には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(期末手当の支給制限)</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当する議員には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

<p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した者（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑又は罰金の刑（処せられた場合に被選挙権を有しないこととなる罰金の刑に限る。）に処せられたもの</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した者（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑又は罰金の刑（処せられた場合に被選挙権を有しないこととなる罰金の刑に限る。）に処せられたもの</p> <p>(4) (略)</p>
--	---

(長岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 長岡市特別職の職員の給与に関する条例（昭和31年長岡市告示第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
<p>(期末手当の支給制限)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する特別職の職員には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第5号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した者</p>	<p>(期末手当の支給制限)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する特別職の職員には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第5号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した者</p>

(前3号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に、ア又はイに掲げる者の区分に応じ、当該ア又はイに定める刑に処せられたもの

ア 市長であった者 拘禁刑以上の刑又は罰金の刑(処せられた場合に被選挙権を有しないこととなる罰金の刑に限る。)

イ 市長以外の特別職の職員であった者 拘禁刑以上の刑

(5) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し、ア又はイに掲げる者の区分に応じ、当該ア又はイに定める刑に処せられたもの

ア 市長であった者 拘禁刑以上の刑又は罰金の刑(処せられた場合に被選挙権を有しないこととなる罰金の刑に限る。)

イ 市長以外の特別職の職員であった者 拘禁刑以上の刑

(期末手当の支給の一時差止め)

第6条 (略)

2 (略)

3 市長は、一時差止処分を受けた者について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに

(前3号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に、ア又はイに掲げる者の区分に応じ、当該ア又はイに定める刑に処せられたもの

ア 市長であった者 禁錮以上の刑又は罰金の刑(処せられた場合に被選挙権を有しないこととなる罰金の刑に限る。)

イ 市長以外の特別職の職員であった者 禁錮以上の刑

(5) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し、ア又はイに掲げる者の区分に応じ、当該ア又はイに定める刑に処せられたもの

ア 市長であった者 禁錮以上の刑又は罰金の刑(処せられた場合に被選挙権を有しないこととなる罰金の刑に限る。)

イ 市長以外の特別職の職員であった者 禁錮以上の刑

(期末手当の支給の一時差止め)

第6条 (略)

2 (略)

3 市長は、一時差止処分を受けた者について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに

<p>当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し、ア又はイに掲げる者の区分に応じ、当該ア又はイに定める刑に処せられなかった場合</p> <p>ア 市長であった者 <u>拘禁刑</u>以上の刑又は罰金の刑(処せられた場合に被選挙権を有しないこととなる罰金の刑に限る。)</p> <p>イ 市長以外の特別職の職員であった者 <u>拘禁刑</u>以上の刑</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し、ア又はイに掲げる者の区分に応じ、当該ア又はイに定める刑に処せられなかった場合</p> <p>ア 市長であった者 <u>禁錮</u>以上の刑又は罰金の刑(処せられた場合に被選挙権を有しないこととなる罰金の刑に限る。)</p> <p>イ 市長以外の特別職の職員であった者 <u>禁錮</u>以上の刑</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>
--	--

(長岡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 長岡市職員の給与に関する条例(昭和31年長岡市告示第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
<p>(期末手当の支給制限)</p> <p>第24条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(期末手当の支給の一時差止め)</p> <p>第24条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の</p>	<p>(期末手当の支給制限)</p> <p>第24条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(期末手当の支給の一時差止め)</p> <p>第24条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の</p>

<p>前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分を受けた者について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分を受けた者について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>
---	---

(長岡市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)



第9条 長岡市特別職の職員の退職手当に関する条例（昭和41年長岡市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
<p>（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第7条 退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下同じ。）をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する市民の信頼に及ぼす影響を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p>	<p>（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第7条 退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下同じ。）をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する市民の信頼に及ぼす影響を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p>

- (1) (略)
  - (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、失職した者
  - (3) (略)
- (退職手当の支払の差止め)

第8条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を行うものとする。

- (1) 特別職の職員が刑事事件に関し起訴（アに掲げる者にあつては、当該起訴に係る犯罪についてアに規定する刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるもの（処された場合に被選挙権を有しないこととなる罰金の刑が定められている犯罪に係るものを除く。）を除き、イに掲げる者にあつては、当該起訴に係る犯罪についてイに規定する刑が定められているものに限り、同編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。  
ア 市長 拘禁刑以上の刑又は罰金の刑（処せられた場合に被選挙権を有しないこととなる罰金の刑に限る。）

- (1) (略)
  - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、失職した者
  - (3) (略)
- (退職手当の支払の差止め)

第8条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を行うものとする。

- (1) 特別職の職員が刑事事件に関し起訴（アに掲げる者にあつては、当該起訴に係る犯罪についてアに規定する刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるもの（処された場合に被選挙権を有しないこととなる罰金の刑が定められている犯罪に係るものを除く。）を除き、イに掲げる者にあつては、当該起訴に係る犯罪についてイに規定する刑が定められているものに限り、同編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。  
ア 市長 禁錮以上の刑又は罰金の刑（処せられた場合に被選挙権を有しないこととなる罰金の刑に限る。）

イ 市長以外の特別職の職員 拘禁刑以上の刑

(2) (略)

2～6 (略)

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第9条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職をした者（第1号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第7条に規定する事情及び同条各号に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑（当該退職をした者が前条第1項第1号アに掲げる者であった場合にあつては、同号アに規定する刑。次条第1項第1号において同じ。）に処せられたとき。

(2) (略)

2・3 (略)

イ 市長以外の特別職の職員 禁錮以上の刑

(2) (略)

2～6 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第9条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職をした者（第1号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第7条に規定する事情及び同条各号に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑（当該退職をした者が前条第1項第1号アに掲げる者であった場合にあつては、同号アに規定する刑。次条第1項第1号において同じ。）に処せられたとき。

(2) (略)

2・3 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第10条 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職をした者に対し、第7条に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2) (略)

2 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第12条 (略)

2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑（退職手当の受給者が第8条第1項第1号アに掲げる者であった場合にあつては、同号アに規定する刑。以下この項において同じ。）に処せられた後において第10条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、市長は、当該退職手当の受給者の死亡の

(退職をした者の退職手当の返納)

第10条 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職をした者に対し、第7条に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) (略)

2 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第12条 (略)

2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑（退職手当の受給者が第8条第1項第1号アに掲げる者であった場合にあつては、同号アに規定する刑。以下この項において同じ。）に処せられた後において第10条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、市長は、当該退職手当の受給者の死亡の

<p>日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5 (略)</p>	<p>日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5 (略)</p>
--	---

(長岡市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第10条 長岡市職員の退職手当に関する条例（昭和38年長岡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）</p>	<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）</p>

をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) (略)

2～4 (略)

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) (略)

6～10 (略)

をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) (略)

2～4 (略)

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) (略)

6～10 (略)

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第17条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第15条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第18条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第17条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第15条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第18条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職

をした者に対し、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第20条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第20条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第20条 (略)

2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき

をした者に対し、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第20条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第20条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第20条 (略)

2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき



<p>は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 （略）</p>	<p>は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 （略）</p>
--	---

（長岡市退職年金及び退職一時金に関する条例の一部改正）

第11条 長岡市退職年金及び退職一時金に関する条例（昭和35年長岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
<p>（権利の消滅）</p> <p>第7条 年金である給付（第2号から第4号までの場合にあつては、通算退職年金を除く。）を受ける権利を有する者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときはその権利は消滅する。</p> <p>(1) （略）</p>	<p>（権利の消滅）</p> <p>第7条 年金である給付（第2号から第4号までの場合にあつては、通算退職年金を除く。）を受ける権利を有する者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときはその権利は消滅する。</p> <p>(1) （略）</p>

(2) 死刑又は無期若しくは3年を超える拘禁刑 \_\_\_\_\_ に処せられたとき。

(3) 在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）により拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(4) (略)

2 (略)

(在職期間の除算)

第15条 次に掲げる在職期間は、在職期間の計算において、これを除算する。

(1)・(2) (略)

(3) 退職後、在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）につき拘禁刑以上の刑に処せられたときは、その犯罪を含む引き続いた在職期間

(4) (略)

(失格)

第20条 吏員が次の各号のいずれかに該当するときは、その引き続いた在職につき給付を受ける資格を失う。

(1) (略)

(2) 在職中拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(受刑による退職年金等の停止)

第24条 退職年金権又は公務傷病年金権を有する者が3年以下の拘禁刑 \_\_\_\_\_ に処せられたときは、その月の翌月からその執行を終わり、又

(2) 死刑又は無期若しくは3年を超える懲役若しくは禁錮の刑に処せられたとき。

(3) 在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）により禁錮以上の刑に処せられたとき。

(4) (略)

2 (略)

(在職期間の除算)

第15条 次に掲げる在職期間は、在職期間の計算において、これを除算する。

(1)・(2) (略)

(3) 退職後、在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）につき禁錮以上の刑に処せられたときは、その犯罪を含む引き続いた在職期間

(4) (略)

(失格)

第20条 吏員が次の各号のいずれかに該当するときは、その引き続いた在職につき給付を受ける資格を失う。

(1) (略)

(2) 在職中禁錮以上の刑に処せられたとき。

(受刑による退職年金等の停止)

第24条 退職年金権又は公務傷病年金権を有する者が3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その月の翌月からその執行を終わり、又

は執行を受けることがなくなる月まで退職年金又は公務傷病年金の支給を停止する。ただし、刑の執行猶予の言渡しを受けたときは、停止しない。その言渡しを取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる月まで停止する。

(受刑による遺族年金の停止)

第44条 遺族年金権を有する者が、3年以下の拘禁刑に処せられたときは、その月の翌月からその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる月まで遺族年金の支給を停止する。ただし、刑の執行猶予の言渡しを受けたときは、停止しない。その言渡しを取り消されたときは取消しの月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる月まで停止する。

2 前項の規定は、拘禁刑以上の刑に処せられて刑の執行中又は執行前である者に遺族年金を支給する事由が生じた場合について準用する。

は執行を受けることがなくなる月まで退職年金又は公務傷病年金の支給を停止する。ただし、刑の執行猶予の言渡しを受けたときは、停止しない。その言渡しを取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる月まで停止する。

(受刑による遺族年金の停止)

第44条 遺族年金権を有する者が、3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その月の翌月からその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる月まで遺族年金の支給を停止する。ただし、刑の執行猶予の言渡しを受けたときは、停止しない。その言渡しを取り消されたときは取消しの月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる月まで停止する。

2 前項の規定は、禁錮以上の刑に処せられて刑の執行中又は執行前である者に遺族年金を支給する事由が生じた場合について準用する。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお旧条例の例によることとされ、なお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則

を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。
- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。次項において同じ。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第6条の規定による改正後の長岡市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例第8条第3号の規定に係る同条例第9条第1項第1号、第7条の規定による改正後の長岡市特別職の職員の給与に関する条例第5条第4号の規定に係る同条例第6条第1項第1号、第8条の規定による改正後の長岡市職員の給与に関する条例第24条の3第1項第1号、第9条の規定による改正後の長岡市特別職の職員の退職手当に関する条例第8条第1項第1号及び第10条の規定による改正後の長岡市職員の退職手当に関する条例第16条第1項第1号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされたものとみなす。
- 6 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされたものの当該罪に処せられなかった者は、第6条の規定による改正後の長岡市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例第8条第3号の規定に係る第9条第3項第1号、第7条の規定による改正後

の長岡市特別職の職員の給与に関する条例第6条第3項第1号及び第8条の規定による改正後の長岡市職員の給与に関する条例第24条の3第3項第1号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪において処せられなかったものとみなす。

議案第24号

長岡市コミュニティセンター条例の一部改正について

長岡市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

中之島コミュニティセンター中条分室を旧中条保育園に移転することに伴い、  
所要の改正を行うもの

長岡市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

長岡市コミュニティセンター条例（平成15年長岡市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後			改正前		
別表第3（第2条関係） 分室の名称及び位置			別表第3（第2条関係） 分室の名称及び位置		
分室を置く センター	分室の名 称	分室の位置	分室を置く センター	分室の名 称	分室の位置
(略)			(略)		
長岡市中之 島コミュニ ティセンタ ー	(略)	長岡市中之島中 条丙16番地	長岡市中之 島コミュニ ティセンタ ー	(略)	長岡市中之島中 条丙11番地1
	長岡市中 之島コ ミ ユニ テイ セン ター 中 条 分 室			長岡市中 之島コ ミ ユニ テイ セン ター 中 条 分 室	
(略)			(略)		

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第25号

長岡市職員定数条例の一部改正について

長岡市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

消防の実働警防人員を確保するため、新潟県消防学校初任科入校等により長期間派遣される職員について、職員定数から除外できるよう、所要の改正を行うもの



## 長岡市職員定数条例の一部を改正する条例

長岡市職員定数条例（昭和33年長岡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加えるものとする。

改正後	改正前
(定数外の職員) 第3条 前条に掲げる職員のうち、次の各号に掲げる者は、これを定数外とすることができる。 (1)～(6) (略) <u>(7) 初任教育を受ける消防職員又は長期に研修等に派遣される消防職員</u>	(定数外の職員) 第3条 前条に掲げる職員のうち、次の各号に掲げる者は、これを定数外とすることができる。 (1)～(6) (略) _____ _____ _____

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第26号

長岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

長岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正を行うもの

長岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例  
 (長岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 長岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年長岡市条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
<p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条の2 任命権者は、次に掲げる子</p> <p><u>                    </u>(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に<u>係属</u>している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる<u>者</u>として</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより<u>その子</u>(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に<u>継続</u>している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる<u>もの</u>として</p>

規則で定める者を含む。以下この項及び次項並びに次条第1項から第3項までにおいて同じ。) のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障があるときを除き、規則で定めるところにより当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。

- (1) 小学校就学の始期に達するまでの子 \_\_\_\_\_
- (2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子 \_\_\_\_\_

2 前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者

\_\_\_\_\_を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定によ

規則で定める者を含む。以下この条及び \_\_\_\_\_ 次条第1項から第3項までにおいて同じ。) \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障があるときを除き、規則で定めるところにより当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。

- (1) 小学校就学の始期に達するまでの子 のある職員
- (2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子 のある職員であつて、規則で定めるもの

2 前項の規定は、要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる \_\_\_\_\_

り職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項及び次項並びに次条第1項から第3項までにおいて同じ。）」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）」と、「当該子

」とあるのは「要介護者のある  
」と、「その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずるものとして規則で定める者を含む。以下この条及び次条第1項から第3項までにお

\_\_\_\_\_を養育」とあるのは「当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 (略)

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条の3 (略)

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が規則で定めるところにより当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 (略)

4 前3項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が規則で定めるところにより当該子を養育」とあり、及び前2項中

いて同じ。）を養育」とあるのは「当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 (略)

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条の3 (略)

2 任命権者は、3歳に満たない子\_\_\_\_\_のある職員が、\_\_\_\_\_当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 (略)

4 前3項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が規則で定めるところにより当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に

「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が規則で定めるところにより当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が規則で定めるところにより当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 (略)

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第18条の2第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算し

満たない子のある職員が、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が規則で定めるところにより当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が規則で定めるところにより当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 (略)

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_の  
介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算し

て6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 （略）

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制

て6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 （略）

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_



<u>度等に係る研修の実施</u>	
(2) <u>介護両立支援制度等に関する 相談体制の整備</u>	
(3) <u>その他介護両立支援制度等に 係る勤務環境の整備に関する措置</u>	

(長岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 長岡市職員の育児休業等に関する条例（平成4年長岡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
(部分休業の承認)	(部分休業の承認)
第23条 (略)	第23条 (略)
3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号） <u>第61条の2第20項</u> の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合に	3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号） <u>第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項</u> の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合に

<p>っては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。</p>	<p>っては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。</p>
--	--

(長岡市職員の分限及び懲戒の手續及び効果並びに降給に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 長岡市職員の分限及び懲戒の手續及び効果並びに降給に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年長岡市条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又</p>

は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)で地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第2条の規定による改正後の長岡市職員の育児休業等に関する条例の規定を適用する場合にあっては同条例第17条の表、第21条の表、第22条第2号及び第23条第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、第3条の規定による改正後の長岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する場合にあっては同条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、それぞれの条例の規定を適用する。

は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)で地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第2条の規定による改正後の長岡市職員の育児休業等に関する条例の規定を適用する場合にあっては同条例第17条の表、第21条の表、第22条第2号及び第23条第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、第3条の規定による改正後の長岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する場合にあっては同条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、それぞれの条例の規定を適用する。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 施行日以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の長岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求(3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。)を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第27号

長岡市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の一部改正について

長岡市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

長岡市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、議員の報酬、特別職の給料及び副市長の退職手当の額を改正するもの

長岡市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

(長岡市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 長岡市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(昭和31年長岡市条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
(議員報酬) 第2条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬は、次に掲げるとおりとする。 (1) 議長 月額 <u>631,000円</u> (2) 副議長 月額 <u>569,000円</u> (3) 議員 月額 <u>532,000円</u>	(議員報酬) 第2条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬は、次に掲げるとおりとする。 (1) 議長 月額 <u>624,000円</u> (2) 副議長 月額 <u>563,000円</u> (3) 議員 月額 <u>526,000円</u>

(長岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 長岡市特別職の職員の給与に関する条例(昭和31年長岡市告示第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
(給料)	(給料)

<p>第3条 特別職の職員の給料は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 市長 月額 <u>1,027,000円</u></p> <p>(2) 副市長 月額 <u>848,000円</u></p> <p>(3) 教育長 月額 <u>704,000円</u></p> <p>(4) 常勤の監査委員 月額 <u>558,000円</u></p>	<p>第3条 特別職の職員の給料は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 市長 月額 <u>1,016,000円</u></p> <p>(2) 副市長 月額 <u>825,000円</u></p> <p>(3) 教育長 月額 <u>694,000円</u></p> <p>(4) 常勤の監査委員 月額 <u>552,000円</u></p>
---	---

(長岡市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 長岡市特別職の職員の退職手当に関する条例（昭和41年長岡市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
<p>(普通退職の場合の退職手当の額)</p> <p>第4条 普通退職の場合の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に当該特別職の職員としての在職月数を乗じて得た額に、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 副市長 <u>100分の37</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(普通退職の場合の退職手当の額)</p> <p>第4条 普通退職の場合の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に当該特別職の職員としての在職月数を乗じて得た額に、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 副市長 <u>100分の40</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第28号

長岡市職員の給与に関する条例等の一部改正について

長岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

新潟県人事委員会勧告等を踏まえ、給料表及び諸手当等を改正するもの

長岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(長岡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 長岡市職員の給与に関する条例（昭和31年長岡市告示第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
<p>(昇給の基準)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定により職員（<u>次項各号に掲げる職員</u>を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に係る期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものと</p>	<p>(昇給の基準)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定により職員（<u>次項に規定する職員</u>を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に係る期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給<u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては、3号給）</u>とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものと</p>



する。

3 次の各号に掲げる

職員の第1項の規定による昇給は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ勤務成績に係る期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

(1) 55歳（医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては、57歳）を超える職員（次号に掲げる職員を除く。）

(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員

4 (略)

(扶養手当)

第14条 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する者で他に生計のみちがなく、主としてその職員の扶養を受けている親族（以下「扶養親族」という。）のある職員に対して支給する。ただし、次の第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（次項において「扶養

する。

3 55歳（医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては、57歳）を超える職員の第1項の規定による昇給は、

勤務成績に係る期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

4 (略)

(扶養手当)

第14条 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する者で他に生計のみちがなく、主としてその職員の扶養を受けている親族（以下「扶養親族」という。）のある職員に対して支給する。ただし、次の第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる

親族たる父母等」という。)に係る  
扶養手当は、医療職給料表(1)の適用  
を受ける職員でその職務の級が4級  
であるもの \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ に対しては、支給し  
ない。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)

2 扶養手当の月額を、前項第1号に  
該当する扶養親族(次項において「扶  
養親族たる子」という。)について  
は1人につき1万3,000円、扶養親族  
たる父母等 \_\_\_\_\_ については1人  
につき6,500円(行政職給料表の適用  
を受ける職員でその職務の級が8級  
であるもの \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ にあっては、3,500円) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ とする。

3 扶養親族たる子のうちに満15歳に  
達する日後の最初の4月1日から満  
22歳に達する日以後の最初の3月31  
日までの間 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ がある子がいる場合における  
扶養手当の月額を、前項の規定にか

配偶者、父母等」という。)に係る  
扶養手当は、医療職給料表(1)の適用  
を受ける職員でその職務の級が4級  
であるもの (以下「医療職(1)4級職  
員」という。)に対しては、支給し  
ない。

- (1) 配偶者(届出をしてないが事実  
上婚姻関係と同様の事情にある者  
を含む。以下同じ。)
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)

2 扶養手当の月額を、扶養親族たる  
配偶者、父母等 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ については1人  
につき6,500円(行政職給料表の適用  
を受ける職員でその職務の級が8級  
であるもの (以下「行政職8級職員」  
という。) にあっては、3,500円) \_\_\_\_\_  
前項第2号に該当する扶養親族(以  
下「扶養親族たる子」という。)に  
ついては1人につき1万円とする。

3 扶養親族たる子のうちに満15歳に  
達する日後の最初の4月1日から満  
22歳に達する日以後の最初の3月31  
日までの間 (以下「特定期間」とい  
う。) がある子がいる場合における  
扶養手当の月額を、前項の規定にか

かわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

4 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第15条 削除

かわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第15条 新たに職員となった者に扶養親族（医療職(1)4級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、医療職(1)4級職員から医療職(1)4級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合（医療職(1)4級職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第1項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場

合及び医療職(1)4級職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族(医療職(1)4級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合においてはその者が職員となった日、医療職(1)4級職員から医療職(1)4級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医療職(1)4級職員以外の職員となった日、職員に扶養親族(医療職(1)4級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、医療職(1)4級職員以外の職員から医療職(1)4級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族た

る子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医療職(1)4級職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族(医療職(1)4級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

扶養親族（医療職(1) 4級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある医療職(1) 4級職員が医療職(1) 4級職員以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行政職8級職員が行政職8級職員及び医療職(1) 4級職員以外の職員となった場合

(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で医療職(1) 4級職員以外のものが医療職(1) 4級職員となった場合

(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行政職8級職員及び医療職(1) 4級職員以外のものが行政職8級職員となった場合

(7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(住居手当)

第15条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第17条の3第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2・3 (略)

第17条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前条第1項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次条\_\_\_\_\_において「運賃等相当額」という。）\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

(住居手当)

第15条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第17条の3第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_が居住するための住宅（規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2・3 (略)

第17条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前条第1項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次条において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

(2) (略)

(3) 前条第1項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の利用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額\_\_\_\_\_

---

---

---

---

---

---

---

---

\_\_\_\_\_, 第1号に定める額又は前号に定める額

第17条の2 公署を異にする異動又は  
在勤する公署の移転に伴い、所在する  
地域を異にする公署に在勤するこ

5,000円を超えるときは、支給単位  
期間につき、5万5,000円に支給単  
位期間の月数を乗じて得た額（当  
該職員が2以上の交通機関等を利用  
するものとして当該運賃等の額  
を算出する場合において、1箇月  
当たりの運賃等相当額の合計額が  
5万5,000円を超えるときは、当該  
職員の通勤手当に係る支給単位期  
間のうち最も長い支給単位期間に  
つき、5万5,000円に当該支給単位  
期間の月数を乗じて得た額）

(2) (略)

(3) 前条第1項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の利用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

第17条の2 公署を異にする異動又は  
在勤する公署の移転に伴い、所在する  
地域を異にする公署に在勤するこ



ととなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第16条第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（この条において「新幹線鉄道等」という。）

\_\_\_\_\_を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。この条において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額 \_\_\_\_\_ に相当する額（第3項において「特別料金等相当額」という。）

ととなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第16条第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（この条において「新幹線鉄道等」という。）

でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。この条において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等 \_\_\_\_\_ に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の 2分の1 に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「1箇月当たりの特別料

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(2) (略)

2 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第16条第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等

金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) (略)

2 前項の規定は、同項

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

が2以上ある場合においては、その合計額)、前条第1項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額  
(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前条及び前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

4 前2条及び前3項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。

(単身赴任手当)

第17条の3 (略)

2 (略)

3 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

3 前2条及び前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。

(単身赴任手当)

第17条の3 (略)

2 (略)

3   
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
\_\_第1項の規定による単身赴任手当

を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

(時間外勤務手当)

第19条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、当該勤務の全時間に対して、勤務1時間につき規則で定める額

\_\_\_\_\_に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間

を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

(時間外勤務手当)

第19条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、当該勤務の全時間に対して、勤務1時間につき第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間

を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間

につき規則で定める額

\_\_\_\_\_に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、定年前再任用短時間勤務職員等が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

- 4 第1項の規定にかかわらず、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、規則で定める額

\_\_\_\_\_に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 5 勤務時間条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間

につき第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、定年前再任用短時間勤務職員等が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

- 4 第1項の規定にかかわらず、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たり

の給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 5 勤務時間条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間

外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、規則で定める額

                    に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 （略）

（休日勤務手当）

第20条 休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、規則で定める額

                    に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

（夜間勤務手当）

第21条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して勤務1時間につき規則で定める額

                    の100分の25を夜間勤務手当と

外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 （略）

（休日勤務手当）

第20条 休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

                    に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

（夜間勤務手当）

第21条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して勤務1時間につき次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当と

して支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第23条の2 第13条第1項に規定する職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第13条第1項の規定の適用を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の \_\_\_\_\_ 午前5時までの \_\_\_\_\_ 間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において規則で定める額 \_\_\_\_\_

して支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第23条の2 第13条第1項に規定する職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第13条第1項の規定の適用を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の \_\_\_\_\_ 午前0時から \_\_\_\_\_ 午前5時までの \_\_\_\_\_ 間 \_\_\_\_\_ であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 \_\_\_\_\_ \_\_\_\_\_ \_\_\_\_\_ \_\_\_\_\_ となる。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務を

<p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(手当の支給方法)</p> <p>第28条 給料の特別調整額____、 地域手当、特殊勤務手当、特 地勤務手当、時間外勤務手当、 休日勤務手当、夜間勤務手当、 宿日直手当、期末手当、勤勉 手当及び寒冷地手当の支給方 法に関し必要な事項は、規則 で定める。</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職 員についての適用除外)</p> <p>第28条の2 第6条の2、第7条、 第8条、第9条、第13条の2 及び第14条</p> <p>_____</p> <p>_____の規定は、定年前再任用 短時間勤務職員には適用しな い。</p>	<p><u>した職員にあっては、その額に100 分の150を乗じて得た額)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(手当の支給方法)</p> <p>第28条 給料の特別調整額、<u>扶養手当</u>、 地域手当、特殊勤務手当、特 地勤務手当、時間外勤務手当、 休日勤務手当、夜間勤務手当、 宿日直手当、期末手当、勤勉 手当及び寒冷地手当の支給方 法に関し必要な事項は、規則 で定める。</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職 員についての適用除外)</p> <p>第28条の2 第6条の2、第7条、第 8条、第9条、第13条の2 <u>から第15 条まで、第15条の2第3項、第15条 の3、第18条の2、第26条及び第27 条</u>の規定は、定年前再任用短時間 勤務職員には適用しない。</p>
--	--

別表第1から別表第6までを次のように改める。



別表第1（第6条関係）

## 行政職給料表

職員の 区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定年前		円	円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
短時間	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
勤務職 員以外 の職員	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	

25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	

56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000			

87	256,300	297,400	346,400				
88	256,600	297,700	346,800				
89	256,900	298,000	347,000				
90	257,200	298,300	347,400				
91	257,500	298,600	347,800				
92	257,800	299,000	348,200				
93	258,100	299,200	348,400				
94		299,400	348,800				
95		299,700	349,200				
96		300,100	349,500				
97		300,300	349,800				
98		300,600	350,200				
99		301,000	350,600				
100		301,400	351,000				
101		301,600	351,500				
102		301,900	351,900				
103		302,200	352,300				
104		302,500	352,700				
105		302,700	353,200				
106		303,000	353,600				
107		303,300	353,900				
108		303,600	354,200				
109		303,800	354,700				
110		304,200					
111		304,600					
112		304,900					
113		305,100					
114		305,300					
115		305,600					
116		306,000					
117		306,200					

	118		306,400						
	119		306,700						
	120		307,000						
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第6条関係）

技能労務職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円
	1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
	2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
	3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
	4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
	5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
	6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
	7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
	8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
	9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
	10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
	11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
	12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
	13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
	14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
	15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
	16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
	17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
	18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
	19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
	20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
	21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
	22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
	23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
	24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400	

26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500
55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200
56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900

57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000
61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
62	240,200	259,100	287,600	313,800	
63	240,500	259,500	288,200	314,400	
64	240,700	259,800	288,800	315,000	
65	240,900	260,100	289,300	315,600	
66	241,200	260,400	289,800	316,000	
67	241,500	260,700	290,300	316,500	
68	241,700	260,900	290,800	317,000	
69	241,900	261,100	291,300	317,300	
70	242,200	261,400	291,800	317,800	
71	242,500	261,700	292,200	318,300	
72	242,700	261,900	292,600	318,700	
73	242,900	262,100	293,000	318,900	
74	243,200	262,400	293,400	319,200	
75	243,500	262,700	293,800	319,400	
76	243,700	262,900	294,200	319,700	
77	243,900	263,100	294,600	320,000	
78	244,200	263,400	295,000	320,300	
79	244,500	263,700	295,400	320,600	
80	244,700	263,900	295,900	320,800	
81	244,900	264,100	296,200	321,000	
82	245,200	264,400	296,700	321,300	
83	245,400	264,700	297,200	321,600	
84	245,700	264,900	297,700	321,800	
85	245,900	265,100	298,000	322,000	
86	246,100	265,300	298,500	322,300	
87	246,400	265,600	299,000	322,600	



88	246,700	265,900	299,300	322,900
89	246,900	266,100	299,700	323,100
90	247,200	266,300	300,200	323,400
91	247,500	266,600	300,700	323,700
92	247,700	266,800	301,200	323,900
93	247,900	267,100	301,500	324,100
94	248,200	267,400	301,900	324,400
95	248,500	267,700	302,400	324,700
96	248,700	267,900	302,900	324,900
97	248,900	268,100	303,300	325,100
98	249,200	268,400	303,700	
99	249,500	268,600	304,000	
100	249,700	268,900	304,300	
101	249,900	269,100	304,600	
102	250,200	269,300	305,000	
103	250,500	269,600	305,300	
104	250,700	269,900	305,700	
105	250,900	270,100	306,000	
106		270,300	306,400	
107		270,600	306,800	
108		270,800	307,100	
109		271,100	307,300	
110		271,400	307,600	
111		271,700	307,900	
112		271,900	308,100	
113		272,100	308,300	
114		272,400	308,600	
115		272,600	308,900	
116		272,800	309,100	
117		273,100	309,300	
118		273,400	309,600	

	119		273,700	309,900		
	120		273,900	310,100		
	121		274,100	310,300		
	122		274,300	310,600		
	123		274,600	310,900		
	124		274,900	311,100		
	125		275,100	311,300		
	126		275,300	311,600		
	127		275,600	311,900		
	128		275,900	312,100		
	129		276,100	312,300		
	130		276,300			
	131		276,600			
	132		276,900			
	133		277,100			
	134		277,300			
	135		277,600			
	136		277,900			
	137		278,100			
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
		197,900	209,000	227,500	248,600	279,800

備考 この表は、技能労務職員に適用する。

別表第3（第6条関係）

## 公安職給料表

職員の 区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定年前		円	円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	211,600	232,600	255,500	295,400	331,900	353,300	384,100	420,300
短時間	2	214,000	234,800	257,500	296,400	333,400	355,000	385,800	421,900
勤務職 員以外 の職員	3	216,400	237,000	259,700	297,400	334,900	356,700	387,500	423,500
	4	218,800	239,200	261,900	298,300	336,400	358,300	389,200	425,000
	5	221,200	241,400	264,000	298,900	337,900	359,900	390,700	426,500
	6	223,600	243,400	265,300	299,600	339,300	361,600	392,300	428,100
	7	226,000	245,400	266,600	300,300	340,600	363,200	393,900	429,500
	8	228,200	247,200	267,900	301,000	341,900	364,800	395,500	430,900
	9	230,400	249,000	269,200	301,700	343,200	366,400	397,100	432,000
	10	232,500	250,700	270,500	302,400	344,800	368,000	398,700	433,400
	11	234,600	252,400	271,800	303,100	346,400	369,600	400,300	434,900
	12	236,600	253,800	273,100	303,700	348,000	371,200	401,900	436,400
	13	238,600	255,200	274,400	304,400	349,500	372,800	403,400	437,700
	14	240,600	257,000	275,600	305,200	351,100	374,400	405,400	439,400
	15	242,600	258,400	276,700	305,900	352,700	376,000	407,400	441,000
	16	244,200	259,900	278,200	306,700	354,200	377,600	409,400	442,600
	17	245,800	261,400	279,500	307,400	355,700	379,200	410,900	444,000
	18	247,300	262,600	280,800	308,200	357,300	380,800	412,600	445,700
	19	248,800	263,800	282,100	309,200	358,900	382,400	414,200	447,400
	20	250,300	264,900	283,300	310,100	360,400	384,000	415,900	449,000
	21	251,800	266,200	284,500	311,000	361,900	385,600	417,500	450,400
	22	253,400	267,400	285,100	312,300	363,500	387,200	419,000	451,100
	23	254,900	268,700	285,700	313,600	365,100	388,900	420,500	451,800
	24	256,400	270,000	286,300	314,900	366,700	390,600	421,900	452,500

25	257,900	271,400	286,800	316,200	368,100	392,300	423,100	452,900
26	259,100	272,800	287,400	317,700	369,800	394,300	424,600	453,400
27	260,300	274,100	288,000	319,000	371,500	396,200	426,100	454,000
28	261,500	275,400	288,500	320,100	373,100	398,100	427,500	454,600
29	262,700	276,400	289,000	321,100	374,700	399,800	429,000	455,200
30	264,000	277,700	289,600	322,300	376,300	401,200	430,300	455,900
31	265,300	279,000	290,100	323,500	377,900	402,400	431,500	456,400
32	266,600	280,200	290,600	324,600	379,600	403,700	432,700	456,900
33	267,900	281,400	291,100	325,700	381,300	404,700	433,700	457,400
34	269,400	282,000	291,700	326,900	383,300	405,800	434,400	457,700
35	270,700	282,600	292,200	328,100	385,300	406,800	435,200	458,000
36	272,100	283,200	292,700	329,200	387,300	407,800	435,900	458,400
37	273,100	283,700	293,200	330,300	389,000	408,900	436,400	458,800
38	274,400	284,300	293,800	331,500	390,700	410,100	436,800	459,000
39	275,700	284,900	294,400	332,700	392,200	411,200	437,200	459,300
40	276,900	285,500	295,000	333,900	393,700	412,300	437,500	459,500
41	278,100	286,000	295,700	335,100	394,900	413,500	437,800	459,900
42	278,700	286,600	296,400	336,300	395,900	414,300	438,100	460,100
43	279,300	287,200	297,100	337,500	396,900	415,100	438,400	460,300
44	279,900	287,700	297,800	338,700	397,900	415,700	438,700	460,500
45	280,300	288,200	298,400	339,900	399,000	416,200	438,900	460,900
46	280,900	288,700	299,300	341,200	400,100	416,900	439,200	
47	281,400	289,200	300,100	342,400	401,200	417,600	439,500	
48	281,900	289,700	300,900	343,600	402,300	418,200	439,800	
49	282,400	290,300	301,700	344,800	403,600	418,900	440,100	
50	283,000	290,800	302,800	346,200	404,400	419,300	440,400	
51	283,500	291,400	303,900	347,500	405,200	419,900	440,700	
52	284,000	292,000	304,900	348,800	405,800	420,500	441,000	
53	284,500	292,600	305,900	349,700	406,300	420,900	441,200	
54	285,100	293,300	307,000	351,000	407,000	421,300	441,500	
55	285,600	294,000	308,000	352,200	407,700	421,800	441,800	

56	286,100	294,700	309,100	353,400	408,400	422,300	442,100
57	286,600	295,300	310,100	354,600	408,700	422,800	442,300
58	287,100	296,200	311,200	356,000	409,400	423,400	442,600
59	287,600	297,000	312,300	357,400	410,100	423,800	442,900
60	288,100	297,800	313,400	358,800	410,600	424,200	443,100
61	288,600	298,600	314,400	360,100	411,000	424,600	443,300
62	289,100	299,500	315,500	361,600	411,400	424,900	443,600
63	289,600	300,400	316,600	363,100	411,900	425,200	443,900
64	290,100	301,300	317,700	364,500	412,400	425,500	444,200
65	290,600	302,100	318,700	365,700	412,900	425,800	444,400
66	291,100	303,000	319,800	367,100	413,300	426,100	444,700
67	291,600	303,800	320,900	368,400	413,800	426,400	445,000
68	292,100	304,600	322,000	369,800	414,300	426,600	445,300
69	292,600	305,500	323,000	370,900	414,800	426,800	445,500
70	293,100	306,400	324,200	372,100	415,300	427,100	445,800
71	293,600	307,300	325,400	373,300	415,900	427,400	446,100
72	294,100	308,200	326,600	374,500	416,400	427,600	446,400
73	294,600	309,000	327,300	375,800	416,800	427,800	446,600
74	295,200	309,900	328,600	377,000	417,400	428,100	
75	295,800	310,800	329,900	378,200	417,900	428,400	
76	296,300	311,600	331,200	379,300	418,100	428,600	
77	296,800	312,300	332,500	380,400	418,400	428,800	
78	297,400	313,200	333,900	381,600	418,900	429,100	
79	298,000	314,100	335,300	382,700	419,200	429,400	
80	298,600	315,100	336,700	383,900	419,500	429,600	
81	299,200	316,000	338,000	385,000	419,800	429,800	
82	299,900	317,100	339,600	385,600	420,200	430,100	
83	300,600	318,100	341,100	386,100	420,600	430,400	
84	301,200	319,100	342,600	386,600	421,000	430,600	
85	301,800	320,000	344,000	387,200	421,300	430,800	
86	302,500	321,000	345,500	387,800			

87	303,200	322,000	347,000	388,400
88	303,900	323,000	348,400	389,000
89	304,600	324,000	349,700	389,300
90	305,400	325,300	350,900	389,800
91	306,200	326,500	352,100	390,300
92	306,900	327,700	353,400	390,800
93	307,400	328,900	354,700	391,200
94	308,300	330,200	356,200	391,600
95	309,200	331,400	357,700	392,100
96	310,000	332,600	359,100	392,600
97	310,800	333,800	360,400	393,000
98	311,800	335,100	361,600	393,500
99	312,700	336,300	362,700	394,000
100	313,600	337,500	363,900	394,500
101	314,500	338,900	365,000	394,800
102	315,500	339,800	366,100	395,200
103	316,500	340,800	367,200	395,700
104	317,400	341,900	368,300	396,000
105	318,200	343,000	369,500	396,300
106	318,800	344,100	370,000	396,800
107	319,400	345,100	370,600	397,300
108	320,000	346,100	371,200	397,800
109	320,500	347,300	371,800	398,100
110	321,000	348,300	372,300	398,600
111	321,400	349,300	372,700	399,100
112	321,900	350,200	373,200	399,600
113	322,700	351,100	373,600	399,900
114	323,400	352,000	374,000	400,400
115	324,100	353,000	374,500	400,900
116	324,700	354,000	375,000	401,400
117	325,300	355,000	375,400	401,800

118	326,000	355,400	375,900	402,300				
119	326,700	356,000	376,500	402,700				
120	327,500	356,600	377,000	403,200				
121	328,100	356,900	377,200	403,600				
122	328,400	357,300	377,700					
123	328,900	357,700	378,200					
124	329,400	358,100	378,600					
125	329,700	358,500	379,100					
126		358,900	379,600					
127		359,300	380,100					
128		359,700	380,600					
129		360,100	380,900					
130		360,500	381,400					
131		360,900	381,900					
132		361,300	382,400					
133		361,500	382,700					
134		362,000	383,200					
135		362,400	383,600					
136		362,700	384,000					
137		363,000	384,300					
138		363,400	384,800					
139		363,900	385,300					
140		364,400	385,800					
141		364,700	386,100					
142		365,200						
143		365,700						
144		366,200						
145		366,500						
定年前	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給
再任用	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額
短時間	246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	384,200

勤務職員									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 この表は、消防吏員（市長が特に定める者を除く。）に適用する。



別表第4（第6条関係）

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	号給				
		円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
	9	314,100	419,000	469,500	583,900
	10	317,600	420,500	471,300	586,200
	11	321,000	422,000	473,100	
	12	324,400	423,500	474,900	
	13	327,800	424,900	476,700	
	14	331,300	426,400	478,500	
	15	334,700	427,900	480,300	
	16	338,100	429,300	482,100	
	17	341,500	430,700	483,900	
	18	344,600	432,200	485,800	
	19	347,700	433,700	487,700	
	20	350,800	435,100	489,600	
	21	354,000	436,500	491,500	
	22	357,100	438,000	493,200	
	23	360,200	439,500	495,000	
24	363,200	440,900	496,800		
25	366,200	442,300	498,400		

26	368,500	443,700	500,200
27	370,800	445,100	502,000
28	373,000	446,500	503,600
29	374,900	447,900	505,000
30	376,600	449,300	506,700
31	378,300	450,700	508,500
32	380,100	452,100	510,200
33	381,900	453,500	511,700
34	383,700	454,900	513,000
35	385,300	456,300	514,300
36	386,700	457,700	515,600
37	388,100	459,100	516,600
38	389,600	460,800	517,900
39	391,100	462,400	519,200
40	392,600	464,000	520,500
41	394,100	465,600	521,500
42	394,800	466,800	522,300
43	395,400	468,000	523,100
44	396,100	469,100	523,900
45	397,000	470,100	524,800
46	397,600	471,100	525,600
47	398,200	472,000	526,400
48	398,800	472,800	527,100
49	399,400	473,500	527,900
50	399,900	474,200	528,700
51	400,400	474,900	529,400
52	400,900	475,500	530,300
53	401,400	476,200	531,200
54	401,800	476,900	532,000
55	402,200	477,500	532,900
56	402,600	478,100	533,800

57	403,000	478,400	534,600	
58	403,400	479,000	535,500	
59	403,800	479,700	536,400	
60	404,200	480,400	537,100	
61	404,600	480,800	537,900	
62	405,000	481,400	538,800	
63	405,400	482,100	539,700	
64	405,800	482,800	540,600	
65	406,100	483,200	541,400	
66		483,800	542,300	
67		484,400	543,200	
68		484,900	544,100	
69		485,400	544,900	
70		485,900	545,800	
71		486,400	546,700	
72		486,900	547,600	
73		487,300	548,400	
74		487,800		
75		488,200		
76		488,700		
77		489,200		
78		489,800		
79		490,400		
80		490,800		
81		491,300		
82		491,900		
83		492,500		
84		493,000		
85		493,500		
定年前再任	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額

用短時間勤 務職員		301,700	344,400	399,500	473,300
--------------	--	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、診療所等に勤務し、医療に係る業務に従事する医師及び歯科医師に適用する。

別表第5（第6条関係）

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400
25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	

26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400
27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900
28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300
29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700
30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300
31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800
32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300
33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500
34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600
35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800
36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900
37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900
38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700
39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700
40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800
41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800
42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800
43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800
44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700
45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500
46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300
47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200
48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000
49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500
50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300
51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100
52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900
53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300
54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000
55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700
56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300

57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700
58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200
59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800
60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400
61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800
62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300
63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800
64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300
65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900
66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400
67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000
68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600
69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100
70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600
71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100
72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600
73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900
74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400
75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800
76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200
77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600
78	254,800	291,900	328,600	349,900	
79	255,100	292,200	329,000	350,100	
80	255,300	292,500	329,500	350,400	
81	255,500	292,800	330,000	350,900	
82	255,800	293,100	330,400	351,200	
83	256,100	293,400	330,600	351,500	
84	256,300	293,700	330,900	351,800	
85	256,500	293,900	331,300	352,200	
86		294,100	331,700	352,500	
87		294,300	332,000	352,800	

88			294,500	332,300	353,100	
89			294,900	332,600	353,500	
90			295,100	332,800	353,800	
91			295,300	333,200	354,100	
92			295,500	333,500	354,400	
93			295,900	333,700	354,700	
94			296,100	334,000	355,100	
95			296,300	334,300	355,500	
96			296,600	334,600	355,900	
97			296,900	334,800	356,400	
98			297,100	335,100	356,800	
99			297,300	335,400	357,200	
100			297,600	335,600	357,600	
101			297,900	335,800	358,100	
102			298,100	336,000		
103			298,300	336,400		
104			298,600	336,600		
105			298,900	336,800		
106				337,200		
107				337,600		
108				338,000		
109				338,200		
定年前再任 用短時間勤 務職員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300

備考 この表は、診療所等に勤務し、医療に係る業務に従事する栄養士及び診療放射線技師に適用する。



別表第6（第6条関係）

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再		円	円	円	円
任用短時	1	207,700	240,600	281,800	295,200
間勤務職	2	209,600	242,800	282,300	295,800
員以外の	3	211,400	245,000	282,800	296,400
職員	4	213,100	247,200	283,300	296,900
	5	214,800	249,400	283,800	297,400
	6	216,700	250,400	284,300	298,000
	7	218,500	251,300	284,800	298,600
	8	220,200	252,200	285,300	299,100
	9	221,900	253,100	285,800	299,600
	10	223,900	254,300	286,300	300,200
	11	225,800	255,400	286,800	300,800
	12	227,700	256,300	287,300	301,300
	13	229,600	257,100	287,800	301,800
	14	231,600	257,800	288,300	302,500
	15	233,600	258,500	288,800	303,200
	16	235,600	259,400	289,300	303,900
	17	237,600	260,500	289,800	304,600
	18	239,600	261,600	290,300	305,500
	19	241,700	262,700	290,800	306,400
	20	243,700	263,800	291,300	307,300
	21	245,600	264,900	291,800	308,100
	22	246,800	266,000	292,300	309,000
	23	248,000	267,100	292,800	309,900
	24	249,100	268,200	293,300	310,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600
	26	251,100	270,300	294,400	312,500

27	252,000	271,400	295,200	313,400
28	252,900	272,400	296,000	314,300
29	253,700	273,400	296,700	315,100
30	254,500	274,100	297,500	316,200
31	255,200	274,800	298,300	317,300
32	255,900	275,500	299,100	318,400
33	256,700	276,200	299,800	319,500
34	257,500	276,800	300,600	320,600
35	258,300	277,300	301,400	321,700
36	259,000	277,800	302,100	322,800
37	259,700	278,300	302,900	323,900
38	260,600	278,900	303,700	325,100
39	261,500	279,400	304,500	326,200
40	262,300	279,900	305,300	327,300
41	263,100	280,300	306,000	328,100
42	264,000	280,800	307,000	329,200
43	264,800	281,300	308,000	330,300
44	265,600	281,800	308,900	331,300
45	266,400	282,300	309,800	332,300
46	267,100	282,800	310,800	333,300
47	267,800	283,300	311,800	334,300
48	268,400	283,800	312,700	335,300
49	269,000	284,300	313,600	336,500
50	269,500	284,800	314,600	337,800
51	270,000	285,300	315,600	339,000
52	270,400	285,800	316,600	340,200
53	270,800	286,300	317,400	341,100
54	271,300	286,800	318,400	342,300
55	271,800	287,300	319,400	343,400
56	272,200	287,800	320,300	344,700
57	272,600	288,300	321,200	345,700

58	273,000	289,100	322,200	346,600
59	273,400	289,900	323,200	347,700
60	273,800	290,600	324,100	348,900
61	274,200	291,300	325,000	350,000
62	274,600	292,200	326,200	351,200
63	275,000	293,100	327,400	352,400
64	275,400	293,900	328,600	353,400
65	275,800	294,700	329,300	354,400
66	276,200	295,600	330,400	355,400
67	276,600	296,400	331,500	356,500
68	277,000	297,200	332,400	357,600
69	277,400	298,000	333,500	358,400
70	277,900	298,900	334,200	359,500
71	278,400	299,800	335,300	360,600
72	278,800	300,700	336,400	361,600
73	279,200	301,600	337,500	362,300
74	279,800	302,500	338,700	363,100
75	280,400	303,400	339,800	363,900
76	280,900	304,300	340,900	364,600
77	281,400	305,100	342,000	365,200
78	282,000	306,100	343,100	365,700
79	282,600	307,100	344,100	366,200
80	283,100	308,000	345,200	366,700
81	283,600	308,500	346,100	367,300
82	284,100	309,400	347,100	367,800
83	284,600	310,300	348,000	368,300
84	285,100	311,100	349,000	368,800
85	285,600	311,900	349,900	369,200
86	286,100	312,900	350,700	369,600
87	286,600	313,900	351,500	370,200
88	287,100	314,900	352,300	370,700

89	287,600	315,800	352,900	371,000
90	288,100	316,900	353,500	371,500
91	288,600	317,900	354,100	371,900
92	289,100	318,900	354,700	372,200
93	289,600	319,700	355,100	372,800
94	290,200	320,400	355,500	373,300
95	290,800	321,100	356,000	373,800
96	291,400	321,700	356,400	374,300
97	292,000	322,200	356,900	374,900
98	292,500	322,500	357,300	375,400
99	293,000	323,100	357,800	375,900
100	293,500	323,700	358,200	376,300
101	294,000	324,100	358,500	376,900
102	294,500	324,700	359,000	377,400
103	295,000	325,300	359,400	377,900
104	295,400	325,800	359,700	378,400
105	295,800	326,200	360,100	379,000
106	296,300	326,700	360,600	379,400
107	296,800	327,200	361,100	379,900
108	297,100	327,700	361,600	380,400
109	297,300	328,100	362,100	381,000
110	297,600	328,500	362,600	
111	297,800	328,800	363,100	
112	298,100	329,100	363,500	
113	298,400	329,400	363,900	
114	298,600	329,800	364,300	
115	298,900	330,100	364,800	
116	299,100	330,400	365,300	
117	299,400	330,600	365,700	
118	299,700	330,900	366,200	
119	300,000	331,200	366,700	

120	300,300	331,400	367,200
121	300,600	331,600	367,500
122	301,000	331,900	
123	301,300	332,200	
124	301,600	332,500	
125	301,800	332,700	
126	302,000	333,000	
127	302,300	333,400	
128	302,700	333,600	
129	302,900	333,800	
130	303,200	334,000	
131	303,600	334,400	
132	304,000	334,600	
133	304,200	334,900	
134	304,500	335,300	
135	304,800	335,700	
136	305,100	336,100	
137	305,300	336,400	
138	305,600	336,800	
139	305,900	337,200	
140	306,200	337,600	
141	306,400	337,900	
142	306,800	338,300	
143	307,200	338,600	
144	307,500	339,000	
145	307,700	339,300	
146	307,900	339,700	
147	308,200	340,100	
148	308,600	340,500	
149	308,800	340,800	
150	309,000	341,200	

	151	309,300	341,600		
	152	309,600	342,000		
	153	310,000	342,300		
	154	310,200			
	155	310,400			
	156	310,700			
	157	311,000			
	158	311,300			
	159	311,600			
	160	311,900			
	161	312,300			
	162	312,600			
	163	312,900			
	164	313,200			
	165	313,600			
	166	313,900			
	167	314,200			
	168	314,500			
	169	314,900			
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		239,700	260,200	267,500	277,900

備考 この表は、診療所等に勤務し、医療に係る業務に従事する看護師及び准看護師に適用する。

(長岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 長岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年長岡市条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員(以下「暫定再任用職員」という。)のうち暫定再任用職員で地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務職員の職を占めるもの(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除いた職員の給料月額は、当該職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される長岡市職員の給与に関する条例第6条第1</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員(以下「暫定再任用職員」という。)のうち暫定再任用職員で地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務職員の職を占めるもの(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除いた職員の給料月額は、当該職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される長岡市職員の給与に関する条例第6条第1</p>

<p>項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第3項の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>4～8 (略)</p> <p>9 長岡市職員の給与に関する条例第6条の2、第7条、第8条、第9条、第13条の2 <u>及び第14条</u></p> <hr/> <p>_____の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p>	<p>項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第3項の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>4～8 (略)</p> <p>9 長岡市職員の給与に関する条例第6条の2、第7条、第8条、第9条、第13条の2 <u>から第15条まで、第15条の2第3項、第15条の3、第18条の2、第26条及び第27条</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p>
--	--

(長岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 長岡市職員の育児休業等に関する条例(平成4年長岡市条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、次の表の改正後の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正前の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を加えるものとする。

改正後	改正前
<p>(育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例)</p> <p>第17条 育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句</p>	<p>(育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例)</p> <p>第17条 育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句</p>



とする。

(略)		
第19条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第17条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、規則で定める額
		に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする
(略)		

（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の特例）

第21条 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第19条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第21

とする。

(略)		
第19条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第17条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、 <u>第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額</u>
		に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする
(略)		

（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の特例）

第21条 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第19条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第21

5 項	<p>条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、<u>規則で定める額</u></p> <p>に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする</p>	5 項	<p>条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、<u>第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額</u></p> <p>に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする</p>
<u>第28条の2</u>	<u>第6条の2、第7条、第8条、第9条、第13条の2及び第14条</u>		
定年	<u>短時間勤務職員</u>		

前再 任用 短時 間勤 務職 員	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
---------------------------------	--

(長岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 長岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年長岡市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
(給与に関する特例)	(給与に関する特例)
第7条 (略)	第7条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	4 任命権者は、 <u>特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u>
4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額の決定 <hr/> _____は、予算の範囲内で行わなければならない。	5 第2項の規定による号給の決定、 <u>第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u>

(長岡市職員の給与に関する条例の適用除外等)

第8条 長岡市職員の給与に関する条例(昭和31年長岡市告示第43号。以下この条において「給与条例」という。)第6条から第9条の2まで、第12条の2から第14条まで、第15条の3及び第19条から第21条まで\_\_\_\_\_の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2第1項、第24条第2項及び第25条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第23条の2第1項中「第13条第1項に規定する職員」とあるのは「第13条第1項に規定する職員及び長岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年長岡市条例第4号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、第25条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

3 (略)

4 給与条例第7条、第8条、第13条の2、第14条\_\_\_\_\_、第15条の2第3項、第15条の3、第17条の3、第18条の2、第26条及び第27条\_\_\_\_\_の規定は、第4条第1項、第2項及び第3項の規定により任期を定

(長岡市職員の給与に関する条例の適用除外等)

第8条 長岡市職員の給与に関する条例(昭和31年長岡市告示第43号。以下この条において「給与条例」という。)第6条から第9条の2まで、第12条の2から第15条まで、第15条の3、第19条から第21条まで及び第25条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2第1項及び第24条第2項\_\_\_\_\_の規定の適用については、給与条例第23条の2第1項中「第13条第1項に規定する職員」とあるのは「第13条第1項に規定する職員及び長岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年長岡市条例第4号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」\_\_\_\_\_とする。

3 (略)

4 給与条例第7条、第8条、第13条の2から第15条まで、第15条の2第3項、第15条の3、第17条の3、第18条の2及び第26条から第27条の2までの規定は、第4条第1項、第2項及び第3項の規定により任期を定

めて採用された職員には適用しない。

めて採用された職員には適用しない。

(長岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 長岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年長岡市条例第52号）を次のように改正する。

第8条を削る。

附則第1項中「、第6条及び第8条」を「及び第6条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、公布の日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において長岡市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1から別表第6までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

4 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の給与条例（以下「改正後の条例」という。）第14条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次の第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、当該職員及び行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものに対しては」と、同条第1項中

「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）  
と、同条第2項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

5 改正後の給与条例第17条の2第2項及び第17条の3第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（規則への委任）

6 第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表（附則第2項関係）

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3

29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	



61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			

93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

イ 技能労務職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給			
	1級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21

30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53

62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	

94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		
111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		

126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		

ウ 公安職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給				
	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13



30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45

62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		

94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

エ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1

30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7

62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		

94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

オ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	2	1
7	3	3	1
8	4	4	1
9	5	5	1
10	6	6	2
11	7	7	3
12	8	8	4
13	9	9	5
14	10	10	6
15	11	11	7
16	12	12	8
17	13	13	9
18	14	14	10
19	15	15	11
20	16	16	12
21	17	17	13
22	18	18	14
23	19	19	15
24	20	20	16
25	21	21	17
26	22	22	18
27	23	23	19
28	24	24	20
29	25	25	21



30	26	26	22
31	27	27	23
32	28	28	24
33	29	29	25
34	30	30	26
35	31	31	27
36	32	32	28
37	33	33	29
38	34	34	30
39	35	35	31
40	36	36	32
41	37	37	33
42	38	38	34
43	39	39	35
44	40	40	36
45	41	41	37
46	42	42	38
47	43	43	39
48	44	44	40
49	45	45	41
50	46	46	42
51	47	47	43
52	48	48	44
53	49	49	45
54	50	50	46
55	51	51	47
56	52	52	48
57	53	53	49
58	54	54	50
59	55	55	51
60	56	56	52
61	57	57	53

62	58	58	54
63	59	59	55
64	60	60	56
65	61	61	57
66	62	62	58
67	63	63	59
68	64	64	60
69	65	65	61
70	66	66	62
71	67	67	63
72	68	68	64
73	69	69	65
74	70	70	66
75	71	71	67
76	72	72	68
77	73	73	69
78	74	74	70
79	75	75	71
80	76	76	72
81	77	77	73
82	78	78	74
83	79	79	75
84	80	80	76
85	81	81	77
86	82	82	
87	83	83	
88	84	84	
89	85	85	
90	86	86	
91	87	87	
92	88	88	
93	89	89	

94	90	90	
95	91	91	
96	92	92	
97	93	93	
98	94	94	
99	95	95	
100	96	96	
101	97	97	
102	98	98	
103	99	99	
104	100	100	
105	101	101	
106	102		
107	103		
108	104		
109	105		
110	106		
111	107		
112	108		
113	109		

カ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給	
	3級	4級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	2	2
7	3	3
8	4	4
9	5	5
10	6	6
11	7	7
12	8	8
13	9	9
14	10	10
15	11	11
16	12	12
17	13	13
18	14	14
19	15	15
20	16	16
21	17	17
22	18	18
23	19	19
24	20	20
25	21	21
26	22	22
27	23	23
28	24	24
29	25	25

30	26	26
31	27	27
32	28	28
33	29	29
34	30	30
35	31	31
36	32	32
37	33	33
38	34	34
39	35	35
40	36	36
41	37	37
42	38	38
43	39	39
44	40	40
45	41	41
46	42	42
47	43	43
48	44	44
49	45	45
50	46	46
51	47	47
52	48	48
53	49	49
54	50	50
55	51	51
56	52	52
57	53	53
58	54	54
59	55	55
60	56	56
61	57	57

62	58	58
63	59	59
64	60	60
65	61	61
66	62	62
67	63	63
68	64	64
69	65	65
70	66	66
71	67	67
72	68	68
73	69	69
74	70	70
75	71	71
76	72	72
77	73	73
78	74	74
79	75	75
80	76	76
81	77	77
82	78	78
83	79	79
84	80	80
85	81	81
86	82	82
87	83	83
88	84	84
89	85	85
90	86	86
91	87	87
92	88	88
93	89	89

94	90	90
95	91	91
96	92	92
97	93	93
98	94	94
99	95	95
100	96	96
101	97	97
102	98	98
103	99	99
104	100	100
105	101	101
106	102	102
107	103	103
108	104	104
109	105	105
110	106	106
111	107	107
112	108	108
113	109	109
114	110	
115	111	
116	112	
117	113	
118	114	
119	115	
120	116	
121	117	
122	118	
123	119	
124	120	
125	121	

議案第29号

長岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について

長岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

長岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正することを踏まえ、所要の改正を行うもの



長岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例  
長岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年長岡市条例第11号）  
の一部を次のように改正する。  
別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

医療職会計年度任用職員給料表(1)

職務の級	1級	2級	3級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	291,400	400,300	455,100
2	293,700	403,000	457,100
3	296,000	405,600	459,000
4	298,200	408,100	460,900
5	300,300	410,500	462,300
6	303,800	412,700	464,100
7	307,300	414,800	465,900
8	310,700	416,900	467,700
9	314,100	419,000	469,500
10	317,600	420,500	471,300
11	321,000	422,000	473,100
12	324,400	423,500	474,900
13	327,800	424,900	476,700
14	331,300	426,400	478,500
15	334,700	427,900	480,300
16	338,100	429,300	482,100
17	341,500	430,700	483,900
18	344,600	432,200	485,800
19	347,700	433,700	487,700
20	350,800	435,100	489,600
21	354,000	436,500	491,500
22	357,100	438,000	493,200
23	360,200	439,500	495,000
24	363,200	440,900	496,800
25	366,200	442,300	498,400
26	368,500	443,700	500,200

27	370,800	445,100	502,000
28	373,000	446,500	503,600
29	374,900	447,900	505,000
30	376,600	449,300	506,700
31	378,300	450,700	508,500
32	380,100	452,100	510,200
33	381,900	453,500	511,700
34	383,700	454,900	513,000
35	385,300	456,300	514,300
36	386,700	457,700	515,600
37	388,100	459,100	516,600
38	389,600	460,800	517,900
39	391,100	462,400	519,200
40	392,600	464,000	520,500
41	394,100	465,600	521,500
42	394,800	466,800	522,300
43	395,400	468,000	523,100
44	396,100	469,100	523,900
45	397,000	470,100	524,800
46	397,600	471,100	525,600
47	398,200	472,000	526,400
48	398,800	472,800	527,100
49	399,400	473,500	527,900
50	399,900	474,200	528,700
51	400,400	474,900	529,400
52	400,900	475,500	530,300
53	401,400	476,200	531,200
54	401,800	476,900	532,000
55	402,200	477,500	532,900
56	402,600	478,100	533,800
57	403,000	478,400	534,600

58	403,400	479,000	535,500
59	403,800	479,700	536,400
60	404,200	480,400	537,100
61	404,600	480,800	537,900
62	405,000	481,400	538,800
63	405,400	482,100	539,700
64	405,800	482,800	540,600
65	406,100	483,200	541,400
66		483,800	542,300
67		484,400	543,200
68		484,900	544,100
69		485,400	544,900
70		485,900	545,800
71		486,400	546,700
72		486,900	547,600
73		487,300	548,400
74		487,800	
75		488,200	
76		488,700	
77		489,200	
78		489,800	
79		490,400	
80		490,800	
81		491,300	
82		491,900	
83		492,500	
84		493,000	
85		493,500	

備考 この表は、診療所等に勤務し、医療に係る業務に従事する医師及び歯科医師である会計年度任用職員に適用する。

別表第6を次のように改める。

別表第6（第26条関係）

技能労務職会計年度任用職員給料表

職務の級	1級	2級	3級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	185,700	227,700	247,600
2	187,400	228,500	248,700
3	189,100	229,300	249,700
4	190,800	230,100	250,700
5	192,500	230,800	251,700
6	194,200	231,600	252,900
7	195,800	232,400	254,000
8	197,400	233,200	255,000
9	199,000	234,000	256,100
10	200,500	234,700	257,100
11	202,000	235,400	258,000
12	203,500	236,100	258,500
13	205,000	236,800	259,100
14	206,500	237,400	259,500
15	208,000	238,000	259,900
16	209,500	238,600	260,400
17	211,000	239,200	260,900
18	212,400	239,800	261,400
19	213,800	240,400	261,900
20	215,200	240,900	262,500
21	216,600	241,400	263,300
22	217,700	241,900	263,900
23	218,800	242,400	264,500
24	219,900	242,900	265,300
25	220,900	243,400	266,100
26	221,800	243,900	266,800

27	222, 700	244, 300	267, 400
28	223, 600	244, 800	268, 200
29	224, 500	245, 400	269, 000
30	225, 300	245, 900	269, 700
31	226, 100	246, 400	270, 400
32	226, 900	246, 800	271, 100
33	227, 700	247, 200	271, 800
34	228, 400	247, 700	272, 500
35	229, 100	248, 200	273, 200
36	229, 800	248, 600	273, 900
37	230, 500	249, 000	274, 600
38	231, 100	249, 500	275, 300
39	231, 700	250, 000	275, 900
40	232, 300	250, 400	276, 500
41	233, 000	250, 800	277, 000
42	233, 500	251, 300	277, 500
43	234, 000	251, 800	278, 000
44	234, 500	252, 200	278, 500
45	235, 000	252, 600	279, 000
46	235, 400	253, 000	279, 500
47	235, 800	253, 400	280, 000
48	236, 200	253, 800	280, 400
49	236, 600	254, 200	280, 800
50	236, 900	254, 600	281, 300
51	237, 200	255, 000	281, 700
52	237, 500	255, 400	282, 200
53	237, 800	255, 800	282, 600
54	238, 100	256, 200	283, 100
55	238, 400	256, 600	283, 600
56	238, 700	257, 000	284, 100
57	238, 900	257, 300	284, 600

58	239, 200	257, 700	285, 200
59	239, 500	258, 100	285, 800
60	239, 700	258, 400	286, 400
61	239, 900	258, 700	287, 000
62	240, 200	259, 100	287, 600
63	240, 500	259, 500	288, 200
64	240, 700	259, 800	288, 800
65	240, 900	260, 100	289, 300
66	241, 200	260, 400	289, 800
67	241, 500	260, 700	290, 300
68	241, 700	260, 900	290, 800
69	241, 900	261, 100	291, 300
70	242, 200	261, 400	291, 800
71	242, 500	261, 700	292, 200
72	242, 700	261, 900	292, 600
73	242, 900	262, 100	293, 000
74	243, 200	262, 400	293, 400
75	243, 500	262, 700	293, 800
76	243, 700	262, 900	294, 200
77	243, 900	263, 100	294, 600
78	244, 200	263, 400	295, 000
79	244, 500	263, 700	295, 400
80	244, 700	263, 900	295, 900
81	244, 900	264, 100	296, 200
82	245, 200	264, 400	296, 700
83	245, 400	264, 700	297, 200
84	245, 700	264, 900	297, 700
85	245, 900	265, 100	298, 000
86	246, 100	265, 300	298, 500
87	246, 400	265, 600	299, 000
88	246, 700	265, 900	299, 300



89	246,900	266,100	299,700
90	247,200	266,300	300,200
91	247,500	266,600	300,700
92	247,700	266,800	301,200
93	247,900	267,100	301,500
94	248,200	267,400	301,900
95	248,500	267,700	302,400
96	248,700	267,900	302,900
97	248,900	268,100	303,300
98	249,200	268,400	303,700
99	249,500	268,600	304,000
100	249,700	268,900	304,300
101	249,900	269,100	304,600
102	250,200	269,300	305,000
103	250,500	269,600	305,300
104	250,700	269,900	305,700
105	250,900	270,100	306,000
106		270,300	306,400
107		270,600	306,800
108		270,800	307,100
109		271,100	307,300
110		271,400	307,600
111		271,700	307,900
112		271,900	308,100
113		272,100	308,300
114		272,400	308,600
115		272,600	308,900
116		272,800	309,100
117		273,100	309,300
118		273,400	309,600
119		273,700	309,900

120		273,900	310,100
121		274,100	310,300
122		274,300	310,600
123		274,600	310,900
124		274,900	311,100
125		275,100	311,300
126		275,300	311,600
127		275,600	311,900
128		275,900	312,100
129		276,100	312,300
130		276,300	
131		276,600	
132		276,900	
133		277,100	
134		277,300	
135		277,600	
136		277,900	
137		278,100	

備考 この表は、技能労務職である会計年度任用職員に適用する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第30号

長岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

長岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

国との均衡を踏まえ、大規模災害時に緊急消防援助隊等として行う救助活動等を災害活動手当に加えるため、所要の改正を行うもの

長岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

長岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年長岡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加えるものとする。

改正後	改正前
<p>(災害活動手当)</p> <p>第6条 災害活動手当は、消防職員が災害現場において次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>緊急消防援助隊（消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する部隊をいう。）又は県内消防応援隊（同法第39条第2項の規定に基づく協定により派遣する部隊をいう。）により、管轄区域外で行う災害応急対策等の作業</u></p> <p>2 前項の手当の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>前項第5号の作業</u></p> <p><u>ア 前項第5号の作業に従事する区域の全部又は一部について、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、大規模地震対策特別</u></p>	<p>(災害活動手当)</p> <p>第6条 災害活動手当は、消防職員が災害現場において次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>2 前項の手当の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>



議案第31号

長岡市職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

長岡市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

雇用保険法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの

長岡市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例  
 (長岡市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 長岡市職員の退職手当に関する条例(昭和38年長岡市条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>安定した職業に就いた者</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>職業に就いたもの</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定</p>



する就業促進手当の額に相当する金額

(5)・(6) (略)

12・13 (略)

14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

15～17 (略)

附 則

1～5 (略)

6 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き

する就業促進手当の額に相当する金額

(5)・(6) (略)

12・13 (略)

14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める

\_\_\_\_\_日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

(1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

(2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

15～17 (略)

附 則

1～5 (略)

6 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き

続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となった場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続き日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律第1条の2第1項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。）の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第2項に規定する職員としての引き続きた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続きた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手

続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となった場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続き日本電信電話株式会社\_\_\_\_\_の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第2項に規定する職員としての引き続きた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続きた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手

当（これに相当する給付を含む。）  
の支給を受けているときは、この限りでない。

7～12 （略）

13 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第13条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であって、雇用保険

当（これに相当する給付を含む。）  
の支給を受けているときは、この限りでない。

7～12 （略）

13 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第13条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であって、雇用保険

<p>法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」 とする。</p>	<p>法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」 とする。</p>
---	---

（長岡市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）  
 第2条 長岡市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年長岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読</p>

み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)に対する第1条の規定による改正後の第2条第1項の規定の適用については、同項中「(以下「職員」という。)」とあるのは、「(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)」とする。

み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)に対する第1条の規定による改正後の第2条第1項の規定の適用については、同項中「(以下「職員」という。)」とあるのは、「(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)」とする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

### (経過措置)

- 2 改正後の長岡市職員の退職手当に関する条例第13条第11項(第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した長岡市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員(同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。))をいう。以下この項において同じ。)であって、施行日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

議案第32号

長岡市行政財産の目的外使用条例の一部改正について

長岡市行政財産の目的外使用条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

地域の活性化のため、長岡市営住宅条例に規定する入居対象者でない者を、目的外使用で市営住宅に入居できるようにする制度を開始するに当たり、既入居者の家賃と均衡を図るため、所要の改正を行うもの

長岡市行政財産の目的外使用条例の一部を改正する条例

長岡市行政財産の目的外使用条例（昭和39年長岡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加えるものとする。

改正後		改正前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
区分	使用料（年額）	区分	使用料（年額）
建物・工作 物（公営住 宅の地域 対応活用 計画又は 改良住宅 の目的外 使用の承 認を国か ら受けた 住戸及び 住宅（い ずれも駐 車場区画 を含む。） を除く。）	（略）	建物・工作 物 _____	（略）
（略）		（略）	
備考（略）		備考（略）	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。



議案第33号

長岡市一般旅券印紙等購買基金条例の一部改正について

長岡市一般旅券印紙等購買基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

新潟県収入証紙が廃止になったことに伴い、所要の改正を行うもの

長岡市一般旅券印紙等購買基金条例の一部を改正する条例

長岡市一般旅券印紙等購買基金条例（平成18年長岡市条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>長岡市一般旅券印紙購買基金条例</u></p> <p style="text-align: center;">(設置)</p> <p>第1条 本市は、一般旅券発給業務に係る収入印紙（以下「印紙」という。） _____の売りさばきに関する事務を行うため、<u>長岡市一般旅券印紙購買基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p style="text-align: center;">(基金の額)</p> <p>第2条 基金の額は、<u>850万円</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">(印紙_____の購入計画)</p> <p>第3条 市長は、印紙_____の売りさばき状況を勘案し、適正な印紙_____の購入計画を立てなければならない。</p>	<p style="text-align: center;"><u>長岡市一般旅券印紙等購買基金条例</u></p> <p style="text-align: center;">(設置)</p> <p>第1条 本市は、一般旅券発給業務に係る収入印紙（以下「印紙」という。）<u>及び新潟県収入証紙（以下「証紙」という。）</u>の売りさばきに関する事務を行うため、<u>長岡市一般旅券印紙等購買基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p style="text-align: center;">(基金の額)</p> <p>第2条 基金の額は、<u>1,000万円</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">(印紙<u>及び証紙</u>の購入計画)</p> <p>第3条 市長は、印紙<u>及び証紙</u>の売りさばき状況を勘案し、適正な印紙<u>及び証紙</u>の購入計画を立てなければならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第34号

長岡市公民館条例の一部改正について

長岡市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

和島公民館を廃止するため、所要の改正を行うもの

長岡市公民館条例の一部を改正する条例

長岡市公民館条例（昭和53年長岡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削り、次の表の改正前の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正後の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を削るものとする。

改正後		改正前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
地区館の名称	位置	地区館の名称	位置
長岡市越路公民館	長岡市来迎寺3697番地	長岡市越路公民館	長岡市来迎寺3697番地
_____	_____	長岡市和島公民館	長岡市小島谷3434番地の4

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第35号

長岡市立科学博物館条例等の一部改正について

長岡市立科学博物館条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

博物館法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの

長岡市立科学博物館条例等の一部を改正する条例

(長岡市立科学博物館条例の一部改正)

第1条 長岡市立科学博物館条例(昭和40年長岡市条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
(設置) 第1条 本市は、市民の学術及び文化の向上に資するため_____、博物館を設置する。	(設置) 第1条 本市は、市民の学術及び文化の向上に資するため、 <u>博物館法(昭和26年法律第285号)第18条の規定に基づき</u> 、博物館を設置する。

(長岡市寺泊水族博物館条例の一部改正)

第2条 長岡市寺泊水族博物館条例(平成17年長岡市条例第256号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
(設置) 第1条 本市は、海の生態系に関する理解を深め、市民の教育、学術及び文化の向上に資するため_____	(設置) 第1条 本市は、海の生態系に関する理解を深め、市民の教育、学術及び文化の向上に資するため、 <u>博物館法</u>

<p>_____、 水族博物館を設置する。 (協議会)</p> <p>第7条 博物館法(昭和26年法律第285号)第23条第1項の規定に基づき、水族博物館に長岡市水族博物館協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき、水族博物館を設置する。 (協議会)</p> <p>第7条 法第20条第1項 _____の規定に基づき、水族博物館に長岡市水族博物館協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>2・3 (略)</p>
---	---

(長岡市栃尾美術館条例の一部改正)

第3条 長岡市栃尾美術館条例(平成17年長岡市条例第257号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 本市は、美術に関する市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため _____ _____, 美術館を設置する。 (協議会)</p> <p>第12条 博物館法(昭和26年法律第285号)第23条第1項の規定に基づき、</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 本市は、美術に関する市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、<u>博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)</u>第18条の規定に基づき、美術館を設置する。 (協議会)</p> <p>第12条 法第20条第1項 _____の規定に基づき、</p>



美術館に長岡市栃尾美術館協議会 （以下「協議会」という。）を設置 する。 2・3 （略）	美術館に長岡市栃尾美術館協議会 （以下「協議会」という。）を設置 する。 2・3 （略）
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第36号

長岡市市民野外活動施設条例の一部改正について

長岡市市民野外活動施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

乙吉運動広場について、令和7年3月末をもって北越銀行厚生年金基金との貸借契約が満了するため施設を廃止することから、所要の改正を行うもの

長岡市市民野外活動施設条例の一部を改正する条例

長岡市市民野外活動施設条例（昭和62年長岡市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削り、次の表の改正前の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正後の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を削るものとする。

改正後		改正前	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 野外活動施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 野外活動施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
長岡市八方台いこいの森	長岡市栖吉町854 7番地38	長岡市八方台いこいの森	長岡市栖吉町854 7番地38
		長岡市乙吉運動広場	長岡市乙吉町348 3番地2
長岡市信濃リバーサイドパーク野外活動施設	長岡市中之島中 条丁299番地1	長岡市信濃リバーサイドパーク野外活動施設	長岡市中之島中 条丁299番地1
(略)		(略)	
(施設)		(施設)	
第3条 長岡市東山ファミリーランド（以下「東山ファミリーランド」という。）、長岡市八方台いこいの森（以下「八方台いこいの森」という。）		第3条 長岡市東山ファミリーランド（以下「東山ファミリーランド」という。）、長岡市八方台いこいの森（以下「八方台いこいの森」という。）	

、長岡市信濃リバーサイドパーク野外活動施設（以下「信濃リバーサイドパーク」という。）、長岡市三島運動広場（以下「三島運動広場」という。）、長岡市成出運動広場（以下「成出運動広場」という。）、長岡市山古志運動広場（以下「山古志運動広場」という。）、長岡市大河津地区運動広場（以下「大河津地区運動広場」という。）、長岡市郷本地区運動広場（以下「郷本地区運動広場」という。）、長岡市吉水運動広場（以下「吉水運動広場」という。）及び長岡市塩谷運動広場（以下「塩谷運動広場」という。）（以下「野外活動施設」と総称する。）に次の施設を設置する。

名称	施設
(略)	
八方台いこいの森	中央広場、北広場、わんぱく広場及び日帰りキャンプ場
信濃リバーサイドパーク	ゲートボール場、テニスコート、野外炊飯施設及び多目的広場

、長岡市乙吉運動広場（以下「乙吉運動広場」という。）、長岡市信濃リバーサイドパーク野外活動施設（以下「信濃リバーサイドパーク」という。）、長岡市三島運動広場（以下「三島運動広場」という。）、長岡市成出運動広場（以下「成出運動広場」という。）、長岡市山古志運動広場（以下「山古志運動広場」という。）、長岡市大河津地区運動広場（以下「大河津地区運動広場」という。）、長岡市郷本地区運動広場（以下「郷本地区運動広場」という。）、長岡市吉水運動広場（以下「吉水運動広場」という。）及び長岡市塩谷運動広場（以下「塩谷運動広場」という。）（以下「野外活動施設」と総称する。）に次の施設を設置する。

名称	施設
(略)	
八方台いこいの森	中央広場、北広場、わんぱく広場及び日帰りキャンプ場
乙吉運動広場	全天候型テニスコート（3面）、多目的球場、照明塔及びクラブハウス
信濃リバーサイドパーク	ゲートボール場、テニスコート、野外炊飯施設及び多目的広場

(略)

(使用の許可)

第4条

信濃リバーサイドパーク、三島運動広場、成出運動広場、山古志運動広場、大河津地区運動広場、郷本地区運動広場、吉水運動広場及び塩谷運動広場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

(使用料)

第6条 使用者は

\_\_\_\_\_、信濃リバーサイドパークにあつては別表第1、三島運動広場にあつては別表第2、成出運動広場（照明施設に限る。）にあつては別表第3、山古志運動広場（テニスコート及び照明施設に限る。）にあつては別表第4、大河津地区運動広場（照明施設に限る。）にあつては別表第5、吉水運動広場（照明施設に限る。）にあつては別表第6に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第12条 市長は、東山ファミリーランド、八方台いこいの森\_\_\_\_\_、信濃リバーサイドパーク、成出運動広場、吉水運動広場及び塩谷運

(略)

(使用の許可)

第4条 乙吉運動広場の多目的球場、

信濃リバーサイドパーク、三島運動広場、成出運動広場、山古志運動広場、大河津地区運動広場、郷本地区運動広場、吉水運動広場及び塩谷運動広場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

(使用料)

第6条 使用者は、乙吉運動広場にあ

つては別表第1、信濃リバーサイドパークにあつては別表第2、三島運動広場にあつては別表第3、成出運動広場（照明施設に限る。）にあつては別表第4、山古志運動広場（テニスコート及び照明施設に限る。）にあつては別表第5、大河津地区運動広場（照明施設に限る。）にあつては別表第6、吉水運動広場（照明施設に限る。）にあつては別表第7に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第12条 市長は、東山ファミリーランド、八方台いこいの森、乙吉運動広場、信濃リバーサイドパーク、成出運動広場、吉水運動広場及び塩谷運

動広場（以下「東山ファミリーランド等」という。）の管理に関する業務を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 （略）

（利用料金）

第14条 （略）

2・3 （略）

4 利用料金の額は\_\_\_\_\_、信濃リバーサイドパークにあつては別表第1、成出運動広場にあつては別表第3、吉水運動広場にあつては別表第6に定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

5・6 （略）

_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____

動広場（以下「東山ファミリーランド等」という。）の管理に関する業務を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 （略）

（利用料金）

第14条 （略）

2・3 （略）

4 利用料金の額は、乙吉運動広場にあつては別表第1、信濃リバーサイドパークにあつては別表第2、成出運動広場にあつては別表第4、吉水運動広場にあつては別表第7に定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

5・6 （略）

別表第1（第6条、第14条関係）

乙吉運動広場使用料

ア 全天候型テニスコート

使用区分	使用料		
	大人	高齢者 障害者 介助者 高校生	中学生 以下
1面1時照明設備	円	円	円



		高等学校体育連盟	200
		小・中学校体育連盟	無料
		上記以外のもの	500
		備考	
		1 営利又は営業上の目的で使用する <u>場合の使用料の額は、上記の表の使用料の3倍に相当する額とする。</u>	
		2 営利又は営業を目的としないが <u>入場料を徴収して使用する場合の使用料の額は、上記の表の使用料の2倍に相当する額とする。</u>	
		3 使用時間には、 <u>準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。</u>	
		4 <u>使用料の算定に当たっては、1時間に満たない時間は、1時間として計算する。</u>	
別表第1 (第6条、第14条関係) (略)		別表第2 (第6条、第14条関係) (略)	
別表第2 (第6条関係) (略)		別表第3 (第6条関係) (略)	
別表第3 (第6条、第14条関係) (略)		別表第4 (第6条、第14条関係) (略)	
別表第4 (第6条関係) (略)		別表第5 (第6条関係) (略)	
別表第5 (第6条関係) (略)		別表第6 (第6条関係) (略)	
別表第6 (第6条、第14条関係) (略)		別表第7 (第6条、第14条関係) (略)	



附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第37号

長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
改正について

長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改  
正する条例を次のように定める。

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正  
を行うもの

長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年  
長岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）  
及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下  
「改正後部分」という。）について、改正前部分に字句が記されず、改正後部分  
に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に  
加えるものとする。

改正後	改正前
<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第15条 次の各号の全ての要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士又は<u>管理栄養士</u>により、献立</p>	<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第15条 次の各号の全ての要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士_____により、献立</p>

<p>等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は<u>管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士_____による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	---

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第38号

長岡市老人福祉センター条例の一部改正について

長岡市老人福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

P F I 事業が終了する高齢者センターしなのについて、市有施設として引き続き運営するため、所要の改正を行うもの

長岡市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

長岡市老人福祉センター条例（昭和55年長岡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、次の表の改正後の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正前の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を加えるものとする。

改正後		改正前	
(名称及び位置) 第2条 老人福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 老人福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
長岡市高齢者センターとちお	長岡市赤谷179番地 2	長岡市高齢者センターとちお	長岡市赤谷179番地 2
長岡市高齢者センターしなの	長岡市信濃2丁目 6番18号		
(使用料) 第5条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、長岡ロングライフセンターにあつては別表第1、長岡市高齢者センターけさじろにあつては別表第2、長岡市高齢者センターまきやまにあつては別表第3、長岡市高齢者センターふそきにあつては別表第4、長岡市高齢者センターみやうちにあつては別表第5、長岡市高齢者センターとちおに		(使用料) 第5条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、長岡ロングライフセンターにあつては別表第1、長岡市高齢者センターけさじろにあつては別表第2、長岡市高齢者センターまきやまにあつては別表第3、長岡市高齢者センターふそきにあつては別表第4、長岡市高齢者センターみやうちにあつては別表第5、長岡市高齢者センターとちおに	

あつては別表第6、高齢者センターしなのにあつては別表第7に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表第1（第5条関係）

長岡ロングライフセンター使用料

ア 専用料

(略)

イ 入館料

(略)

備考

1～7 (略)

8 回数券は、長岡市高齢者センターとちお及び長岡市高齢者センターしなのにおいても使用することができる。

別表第6（第5条関係）

長岡市高齢者センターとちお使用料

ア 専用料

(略)

イ 入館料

(1) 市内に住所を有する者の入館料

(略)

備考

1～4 (略)

5 高齢者が個人で広間を使用する場合の使用料は、長岡市ロング

あつては別表第6 \_\_\_\_\_ に定める

使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表第1（第5条関係）

長岡ロングライフセンター使用料

ア 専用料

(略)

イ 入館料

(略)

備考

1～7 (略)

8 回数券は、長岡市高齢者センターとちお \_\_\_\_\_ においても使用することができる。

別表第6（第5条関係）

長岡市高齢者センターとちお使用料

ア 専用料

(略)

イ 入館料

(1) 市内に住所を有する者の入館料

(略)

備考

1～4 (略)

5 高齢者が個人で広間を使用する場合の使用料は、長岡市ロング

ライフセンター及び長岡市高齢者センターしなの回数券1枚及び50円の金員を組み合わせで支払うことができる。

(2) (略)

別表第7 (第5条関係)

長岡市高齢者センターしなの使用料

ア 専用料

種別	使用区分	午前	午後	夜間
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
第1和室	円	1,400	1,800	1,800
第2和室		1,400	1,800	1,800
第3和室		1,400	1,800	1,800
第4和室		1,400	1,800	1,800
研修室		1,400	1,800	1,800
交流和室				3,600
広間				10,900

備考

- 1 使用時間がこの表に定める使用時間に満たない場合でも、時間割計算は行わない。
- 2 営利又は営業を目的として使用する場合の使用料の額は、上記の表の使用料の3倍に相当する額とする。

イ 入館料

ライフセンター\_\_\_\_\_の回数券1枚及び50円の金員を組み合わせで支払うことができる。

(2) (略)

種別	使用区分	午前	午後	夜間
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
第1和室	円			
第2和室				
第3和室				
第4和室				
研修室				
交流和室				
広間				



種別	使用区分		高齢者 (65歳以上)	一般	高校生	中学生 小学生	障害者 介助者
	交流和室	1人1日	円 200	円 350	円 300	円 200	円 200
	広間	又は 1回につき 回数券 (5枚つづり)	円 160	円 280	円 240	円 160	円 160


備考

- 1 就学前の者は、無料とする。
- 2 「団体」とは、引率者のある20人以上の団体をいう。
- 3 「障害者」とは、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けた者で、就学前の者以外のものをいう。
- 4 「介助者」とは、第1種身体障害者等が長岡市高齢者センターしなのを使用する場合において、当該第1種身体障害者等の介助を行う者(第1種身体障害者等1人につき1人とする。)をいう。
- 5 上記の入館料を納入した場合は、広間及び交流和室の双方を使用することができる。
- 6 専用料を納入した場合は、入

---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---

<p><u>館料の納入を要しない。</u></p>	<p>_____</p>
<p><u>7 入館時間は、午前9時から午後5時までとする。</u></p>	<p>_____</p>
<p><u>8 回数券は、長岡ロングライフセンター及び長岡市高齢者センターとちおにおいても使用することができる。</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日以後において改正後の長岡市老人福祉センター条例（以下「新条例」という。）に定める長岡市高齢者センターしなのの施設を使用しようとする者は、施行日前であっても、使用の申込みをすることができる。
- 3 前項の規定による申込みに係る使用の許可並びに使用料の納付、減免及び還付並びに使用の許可の取消し等については、新条例第3条から第10条まで及び別表第7の規定の例による。

議案第39号

長岡市国民健康保険条例の一部改正について

長岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの

長岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

長岡市国民健康保険条例（昭和34年長岡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
<p>（基礎賦課限度額）</p> <p>第15条の5 第12条の2の基礎賦課額は、<u>66万円</u>を超えることができない。</p> <p>（後期高齢者支援金等賦課限度額）</p> <p>第15条の5の10 第15条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>26万円</u>を超えることができない。</p> <p>（低所得者の保険料の減額）</p> <p>第19条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主</p>	<p>（基礎賦課限度額）</p> <p>第15条の5 第12条の2の基礎賦課額は、<u>65万円</u>を超えることができない。</p> <p>（後期高齢者支援金等賦課限度額）</p> <p>第15条の5の10 第15条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>24万円</u>を超えることができない。</p> <p>（低所得者の保険料の減額）</p> <p>第19条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主</p>

等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)と30万5,000円に当該年度の保険料賦課期日

(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額とを合算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)と56万円に当該年度の保険料賦課

等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)と29万5,000円に当該年度の保険料賦課期日

(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額とを合算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)と54万5,000円に当該年度の保険料賦課

期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額とを合算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ （略）

2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、第15条の5の3又は第15条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）とする。

(1)～(3) （略）

3～5 （略）

（出産被保険者の保険料の減額）

第19条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯

期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額とを合算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ （略）

2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、第15条の5の3又は第15条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）とする。

(1)～(3) （略）

3～5 （略）

（出産被保険者の保険料の減額）

第19条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯

の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。

(1)・(2) (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条の2」とあるのは「第15条の5の3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の5の5」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条の2」とあるのは「第15条の7」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の9」と読み替

の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。

(1)・(2) (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条の2」とあるのは「第15条の5の3」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の5の5」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条の2」とあるのは「第15条の7」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の9」と読み替

えるものとする。

5 当該年度において、第19条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする。

(1)・(2) (略)

6 (略)

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条の2」とあるのは「第15条の5の3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、第6項中「第15条」とあるのは「第15条の5の5」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第1

えるものとする。

5 当該年度において、第19条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1)・(2) (略)

6 (略)

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条の2」とあるのは「第15条の5の3」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、第6項中「第15条」とあるのは「第15条の5の5」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第1



2条の2」とあるのは「第15条の7」と、「 <u>66万円</u> 」とあるのは「17万円」と、第6項中「第15条」とあるのは「第15条の9」と読み替えるものとする。	2条の2」とあるのは「第15条の7」と、「 <u>65万円</u> 」とあるのは「17万円」と、第6項中「第15条」とあるのは「第15条の9」と読み替えるものとする。
---	---

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長岡市国民健康保険条例の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第40号

長岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について

長岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

国の定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの

長岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

長岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長岡市条例第52号）を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加えるものとする。

改正後	改正前
<p>(従業者の員数)</p> <p>第153条 (略)</p> <p>2～12 (略)</p> <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第153条 (略)</p> <p>2～12 (略)</p> <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士</u>又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士</p>

<p>若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>14～17 (略)</p>	<p>若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>14～17 (略)</p>
---	---

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第41号

長岡市企業設置奨励条例の廃止について

長岡市企業設置奨励条例を廃止する条例を次のように定める。

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

社会情勢の変化により本条例の必要性が薄れ、今後も活用の見込みがないことから、条例を廃止するもの

長岡市企業設置奨励条例を廃止する条例  
長岡市企業設置奨励条例（昭和40年長岡市条例第21号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第42号

長岡市企業立地促進条例の一部改正について

長岡市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

長岡市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例等の制定に伴い、固定資産税の課税免除について調整措置を定めるため、所要の改正を行うもの

長岡市企業立地促進条例の一部を改正する条例

長岡市企業立地促進条例（平成20年長岡市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加えるものとする。

改正後	改正前
<p><u>（他の条例に基づく課税免除との調整）</u></p>	<p>_____</p>
<p><u>第12条 次に掲げる規定に基づく固定資産税の課税の免除の適用を受ける者に対する第7条第1項の規定の適用については、対象資産の課税標準額から当該課税の免除の対象となる課税標準額を除いた課税標準額について課税の免除を行うことができるものとする。</u></p>	<p>_____</p>
<p><u>（1）長岡市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例（令和7年長岡市条例第 号）第2条</u></p>	<p>_____</p>
<p><u>（2）長岡市過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例（令和7年長岡市条例第 号）第2条</u></p>	<p>_____</p>
<p>（委任）</p>	<p>（委任）</p>
<p>第13条 （略）</p>	<p>第12条 （略）</p>



附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第43号

長岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正について

長岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

地方自治法の改正、新潟県人事委員会勧告等を踏まえ、職員へ支給する手当の拡大等のため、所要の改正を行うもの

長岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

(長岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 長岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年長岡市条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
<p>(給与の減額)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者<u>（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）</u>、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をする</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者_____、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をする</p>

ため、管理者が指定するところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は高齢者部分休業（長岡市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年長岡市条例第34号）第2条第2項に規定する年齢に達した日以降の日で当該職員がその申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（長岡市職員の定年等に関する条例（昭和59年長岡市条例第8号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減

ため、管理者が指定するところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は高齢者部分休業（長岡市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年長岡市条例第34号）第2条第2項に規定する年齢に達した日以降の日で当該職員がその申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（長岡市職員の定年等に関する条例（昭和59年長岡市条例第8号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減

額した給与を支給する。

(期末手当)

第11条 期末手当は、6月1日及び12月1日において現に在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（管理規程で定める職員を除く。）についても、同様とする。

(勤勉手当)

第12条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日において現に在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（管理規程で定める職員を除く。）についても、同様とする。

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

第19条 第5条\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第1号若しくは第2号、第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員(以下「適用除外職員」という。)には、適用しない。

2 第5条の3及び第13条の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第1号若しくは第2号、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項

額した給与を支給する。

(期末手当)

第11条 期末手当は、6月1日及び12月1日において現に在職する職員に対して支給する。\_\_\_\_\_

(勤勉手当)

第12条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日において現に在職する職員に対して支給する。\_\_\_\_\_

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

第19条 第5条、第5条の3及び第13条の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第1号若しくは第2号、第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員(以下「適用除外職員」という。)には、適用しない。

2 第12条の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第1号又は第2号の規定により採用された職員

<p>又は地方公共団体の一般職の任期付職員<small>の採用に関する法律第5条の規定により採用された職員</small>には、適用しない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____には、適用しない。</p> <p>3 (略)</p>
---	--

(長岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 長岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(令和4年長岡市条例第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
附 則	附 則
1・2 (略)	1・2 (略)
3 新条例第5条_____及び第17条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。	3 新条例第5条、 <u>第5条の3</u> 、 <u>第13条</u> 及び第17条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正前の長岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下「改正前条例」という。)第19条第2項に規定する職員(以下「該当職員」という。)に係る改正前条例第12条の規定の適用については、令和6年4月1日から行うものとする。

(給与の内払)

- 3 該当職員において改正前条例第12条に相当する手当を含む給与の支給を受けているときは、当該給与については、前項の規定の適用を受けた給与の内払とみなす。

議案第44号

長岡市水道条例等の一部を改正する条例の一部改正について

長岡市水道条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

建設業法施行令の一部改正に伴い、引用箇所について所要の改正を行うもの



長岡市水道条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

長岡市水道条例等の一部を改正する条例（令和6年長岡市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第1条の表改正後の欄第17条の2第1項第11号及び第17条の3第1項第8号中「第34条第1項」を「第37条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第45号

長岡市消防団条例の一部改正について

長岡市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

刑法の改正により懲役及び禁錮が拘禁刑に改められるため、禁錮が規定されている条文を拘禁刑に改める改正を行うもの

### 長岡市消防団条例の一部を改正する条例

長岡市消防団条例（昭和39年長岡市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
<p>(欠格条項)</p> <p>第3条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員になることができない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第3条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員になることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

### 附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

議案第46号

市道路線の認定及び変更について

市道路線を次のとおり認定及び変更する。

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

# 認 定 調 書

路線名	起 点	重要な 経過地	幅員(m)	摘 要
	終 点		延長(m)	
中之島917号線	中之島字五十刈1656番1地先		14.0～34.0	図1 ア～イ
	中之島字三並1175番1地先		852.1	
中之島918号線	中之島字五十刈1641番1地先		11.5～28.6	図1 ウ～エ
	中之島字御手庭1259番地先		746.4	
中之島919号線	中之島字御手庭1259番地先		6.0～13.2	図1 オ～カ
	中之島字御手庭1307番2地先		91.6	
越路471号線	来迎寺字原3005番3地先		6.1～22.0	図2 ア～イ
	来迎寺字原3040番1地先		163.1	
越路821号線	塚野山字土下沖353番1地先		13.6～15.8	図3 ア～イ
	塚野山字土下沖347番1地先		22.4	

## 変 更 調 査 書

旧 新 別	路 線 名	起 点	重要な 経過地	幅員(m)	摘 要
		終 点		延長(m)	
旧	東幹線42号線	中沢町字西ノ宮1074番地先		5.0～16.2	図4 ア～イ
		西片貝町字榎田1705番3地先		1,258.4	
新	東幹線42号線	中沢町字西ノ宮1074番地先		5.0～16.2	図4 ア～ウ  (546.0m延長)
		川中字東片貝474番地先		1,804.4	
旧	山本54号線	桂町字横縄手123番1地先		1.3～4.7	図5 ア～イ
		桂町字南邑145番地先		136.3	
新	山本54号線	桂町字南邑123番1地先		1.3～5.8	図5 ア～ウ  (59.2m廃止)
		桂町字南邑114番地先		77.1	
旧	山本55号線	桂町字南邑139番地先		1.4～4.0	図5 エ～オ
		桂町字南邑137番地先		90.0	
新	山本55号線	桂町字南邑139番3地先		6.0～13.0	図5 エ～イ  (44.5m認定)
		桂町字南邑104番地先		134.5	
旧	寺泊390号線	寺泊高内字谷地444番地先		1.9～10.5	図6 ア～イ
		寺泊高内字外割748番地先		932.5	
新	寺泊390号線	寺泊高内字谷地444番地先		4.6～13.7	図6 ア～ウ  (801.5m廃止)
		寺泊高内字山外992番3地先		131.0	
旧	寺泊391号線	寺泊高内字山外742番地先		2.5～7.1	図6 エ～オ
		寺泊高内字外割749番1地先		404.0	
新	寺泊391号線	寺泊高内字山外742番地先		2.5～7.6	図6 エ～イ  (11.0m認定)
		寺泊高内字外割748番地先		415.0	

議案第47号

特定事業契約の締結について

次のとおり契約を締結する。

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯田 達伸

事業名	事業内容	契約金額	契約期間	契約の相手方
長岡ニュータウン運動公園整備・管理運営事業	長岡ニュータウン運動公園野球場の設計及び建設並びに運営及び維持管理	次の1及び2の合計額 1 設計及び建設業務に係る金額 1,727,000,000円 2 運営及び維持管理業務に係る金額 1,152,300,000円 に物価変動等による増減額を加えた額	契約締結の日から令和25年3月31日まで	長岡市喜多町 1078番地1 MCMフェニックスグループ

議案第48号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を変更する。

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯田 達伸

工事名	工事内容	契約金額	契約の相手方
栃尾消防署建設工事	庁舎 鉄筋コンクリート造り3階建て(1,369.68㎡) 事務室、消防車庫、防火衣室、救急準備室、乾燥室、仮眠室、屋内訓練スペース、会議室、食堂、その他諸室 駐輪場	変更前 528,330,000円 変更後 534,567,000円	長岡市宝4丁目 2番地25 ダイエー・吉久・目崎栃尾消防署建設特定共同企業体



議案第49号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を変更する。

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯田 達伸

工事名	工事内容	契約金額	契約の相手方
米百俵プレイス東館建築工事	<p>既存棟 鉄筋コンクリート・鉄骨鉄筋コンクリート造り地上7階地下1階建て(11,685㎡) 耐震補強、内外装の全面改修、一部除却等</p> <p>パッサージュ棟 鉄骨造り5階建て(1,900㎡) 増築</p> <p>連絡棟 鉄筋コンクリート造り3階建て(415㎡) 増築</p> <p>B-Cブリッジ棟 鉄骨造り平家建て(34㎡) 増築</p>	<p>変更前 5,830,000,000円</p> <p>変更後 6,105,193,600円</p>	新潟市中央区八千代二丁目4番8号 清水・加賀田・大石米百俵プレイス東館建築特定共同企業体

議案第50号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を変更する。

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

工事名	工事内容	契約金額	契約の相手方
米百俵プレイ ス東館電気設 備工事	電気設備工事 一式	変更前 1,076,900,000円 変更後 1,170,295,500円	長岡市新産3丁目 6番地14 宮下電設・大原電 業・石崎防災電設 米百俵プレイス東 館電気設備特定共 同企業体

議案第51号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を変更する。

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

工事名	工事内容	契約金額	契約の相手方
米百俵プレイ ス東館機械設 備工事	機械設備工事 一式	変更前 1,738,000,000円 変更後 1,768,855,000円	長岡市石動南町 40番地5 昱工業・越後交通 工業・拓越米百俵 プレイス東館機械 設備特定共同企業 体

## 議案第52号

### 訴えの提起について

令和5年11月29日長岡市中之島地内の北陸自動車道上で発生した消防車両と大型トラックの衝突事故について、次のとおり訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

#### 1 被告となるべき者

(1) 大型トラック運転手（被用者）

新潟市在住者

(2) 大型トラック所有者（使用者）

新潟市中央区姥ヶ山435番地 新潟名鉄運輸株式会社

代表取締役社長 齋藤 昭彦

#### 2 訴訟の内容

事故直後から、上記被告となるべき者（代理人：三井住友海上火災保険株式会社）と長岡市及び消防車両の加入する全国市有物件災害共済会とで示談交渉を進めてきたが、双方の考える過失割合及び損害額に大きな隔たりがあり、このまま続けても和解成立が見込めないことから訴えを提起するものである。

#### 3 請求の主旨

被告は、長岡市に対し、損害賠償金を支払うこと。

#### 4 付帯事項

(1) 市長は、判決の結果必要があるときは、上訴することができる。

(2) 市長は、訴訟において必要があるときは、請求の主旨を変更し、又は追加し、若しくは訴えを取り下げることができる。

議案第53号

小千谷市との間における定住自立圏形成に関する協定の一部変更について

長岡市及び小千谷市の間において平成21年12月21日に締結した定住自立圏形成に関する協定の一部を次のとおり変更するため、長岡市定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例（平成21年長岡市条例第38号）の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

## 定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定書

平成21年12月21日付けで長岡市（以下「甲」という。）と小千谷市（以下「乙」という。）との間で締結した定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第3条第1号イ(イ)を次のように改める。

### (イ) 圏域内大学への支援

#### a 取組の内容

- (a) 地元進学に向け、大学と連携して圏域の高校生に対して、情報提供を行う。
- (b) 圏域内に設立される大学の整備に対して、必要な財政的支援を行う。

#### b 甲の役割

- (a) 地域在住の高校生に対する情報提供を行う。
- (b) 大学の圏域内設置及び既存の大学の新学部開設に対する情報収集を行う。
- (c) 大学に対する必要な財政的支援を行う。

#### c 乙の役割

- (a) 地域在住の高校生に対する情報提供を行う。
- (b) 大学に対する必要な財政的支援を行う。

第3条第1号エ(ア)を次のように改める。

### (ア) 廃棄物処理施設の連携・広域化

#### a 取組の内容

廃棄物処理施設に重大な故障が発生した場合等に、行政区域を越えて廃棄物の処理を相互に行う応援体制を整備する。

#### b 甲の役割

甲は、乙の廃棄物処理施設に重大な故障が発生した場合等に、乙の区域から排出される廃棄物を甲の処理施設で処理する。

#### c 乙の役割

乙は、甲の廃棄物処理施設に重大な故障が発生した場合等に、甲の区域から排出される廃棄物を乙の処理施設で処理する。

第3条第1号オ(イ)を次のように改める。

### (イ) 市民防災力の充実・強化

- a 取組の内容
  - (a) 中越大震災等の経験を踏まえ、災害時に的確な判断及び行動ができる防災リーダーを育成するため、中越市民防災安全大学（以下「防災安全大学」という。）への入校を推奨する。
  - (b) 要援護者及びその支援者をはじめとする圏域内住民に対する情報伝達体制を強化するため、携帯メールやSNSによる災害情報等の配信内容の充実を図るとともに、圏域内の携帯メールやSNSの登録者の拡大を推進する。
- b 甲の役割
  - (a) 防災安全大学を主催する公益社団法人中越防災安全推進機構（以下「機構」という。）と連携し、防災安全大学のカリキュラムを充実させ、学びやすい環境づくりを行い、受講者の確保につなげる。
  - (b) 携帯メールやSNSによる情報配信を行う事業者のサービス（以下「情報配信サービス」という。）を活用し、普段から防災、災害等の情報を積極的に提供する等の情報配信を行い、甲の住民に対して情報配信サービスへの登録を呼びかける。
- c 乙の役割

乙の住民に対して防災安全大学への入校及び情報配信サービスへの登録を呼びかけるとともに、機構及び情報配信サービスを提供する事業者と連携して事業を推進する。

第3条第2号イ(ア)を次のように改める。

(ア) 快適な情報基盤の整備（ケーブルテレビのサービスエリア拡大）

- a 取組の内容

防災情報を含む多チャンネル・コミュニティ放送及び高速インターネット通信を一体的に提供できるケーブルテレビのサービスエリア拡大を支援する。
- b 甲の役割

乙と連携し、ケーブルテレビのサービスエリア維持のため、必要に応じた協力を行う。
- c 乙の役割

甲と連携し、ケーブルテレビのサービスエリア維持のため、必要に応じた協力を行う。

第3条第3号イの次に次のように加える。

ウ 地域おこし協力隊の合同研修

(ア) 取組の内容

地域おこし協力隊の実効的な活動やキャリア形成を実現するため、圏域合同での研修を実施する。

(イ) 甲の役割

乙と合同で実施することが効果的な研修を企画し、運営するとともに、外部から専門家を招へいする。

(ウ) 乙の役割

甲の研修に協力隊を派遣するとともに、甲との協議の上、必要な経費を負担する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 長岡市  
長岡市長

乙 小千谷市  
小千谷市長



議案第54号

見附市との間における定住自立圏形成に関する協定の一部変更について

長岡市及び見附市の間において平成21年12月21日に締結した定住自立圏形成に関する協定の一部を次のとおり変更するため、長岡市定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例（平成21年長岡市条例第38号）の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

## 定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定書

平成21年12月21日付けで長岡市（以下「甲」という。）と見附市（以下「乙」という。）との間で締結した定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第3条第1号イ(イ)を次のように改める。

### (イ) 圏域内大学への支援

#### a 取組の内容

(a) 地元進学に向け、大学と連携して圏域の高校生に対して、情報提供を行う。

(b) 圏域内に設立される大学の整備に対して、必要な財政的支援を行う。

#### b 甲の役割

(a) 地域在住の高校生に対する情報提供を行う。

(b) 大学の圏域内設置及び既存の大学の新学部開設に対する情報収集を行う。

(c) 大学に対する必要な財政的支援を行う。

#### c 乙の役割

(a) 地域在住の高校生に対する情報提供を行う。

(b) 大学に対する必要な財政的支援を行う。

第3条第1号オを次のように改める。

### (ア) 消防救急体制の強化

#### a 取組の内容

甲乙の隣接する区域における消防出動については、相互応援体制を構築し、到着時間の短縮及び効率的な部隊運用により初動体制の強化を図る。

#### b 甲の役割

甲は、隣接する乙の区域で火災等が発生した場合、応援出動をする。

#### c 乙の役割

乙は、隣接する甲の区域で火災等が発生した場合、応援出動をする。

### (イ) 市民防災力の充実・強化

#### a 取組の内容

中越大震災等の経験を踏まえ、災害時に的確な判断及び行動ができる防災リーダーを育成するため、中越市民防災安全大学（以下「防災安全大学」という。）への入校を推奨する。

b 甲の役割

防災安全大学を主催する公益社団法人中越防災安全推進機構と連携し、防災安全大学のカリキュラムを充実させ、学びやすい環境づくりを行い、受講者の確保につなげる。

c 乙の役割

乙の住民に対して防災安全大学への入校を呼びかける。

第3条第2号イ(ア)を次のように改める。

(ア) 快適な情報基盤の整備（ケーブルテレビのサービスエリア拡大）

a 取組の内容

防災情報を含む多チャンネル・コミュニティ放送及び高速インターネット通信を一体的に提供できるケーブルテレビのサービスエリア拡大を支援する。

b 甲の役割

乙と連携し、ケーブルテレビのサービスエリア維持のため、必要に応じた協力を行う。

c 乙の役割

甲と連携し、ケーブルテレビのサービスエリア維持のため、必要に応じた協力を行う。

第3条第3号を次のように改める。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

人材の育成

ア 職員の人材育成

(ア) 取組の内容

職員の資質向上及び政策形成能力の向上を図るため、圏域合同での研修、外部専門家による専門的な研修を実施する。

(イ) 甲の役割

乙と共同で実施することが効果的な研修を企画し、運営するとともに、外部から専門家を招へいする。

(ウ) 乙の役割

甲の研修に職員を派遣するとともに、甲との協議の上、必要な経費を負担する。

イ スポーツ指導者養成

(ア) 取組の内容

誰もが分け隔てなくスポーツに親しむことができる環境づくりを目指し、スポーツ指導者を養成及び活用する。

(イ) 甲の役割

圏域内の各種スポーツ指導者の養成に役立つ人材情報を収集し、講習会等の企画・運営を乙と共同で行うとともに、講習会等の全体調整を主導する。

(ウ) 乙の役割

圏域内の各種スポーツ指導者の養成に役立つ人材情報の収集に協力するとともに、講習会等の企画・運営を甲と共同で行う。

ウ 地域おこし協力隊の合同研修

(ア) 取組の内容

地域おこし協力隊の実効的な活動やキャリア形成を実現するため、圏域合同での研修を実施する。

(イ) 甲の役割

乙と合同で実施することが効果的な研修を企画し、運営するとともに、外部から専門家を招へいする。

(ウ) 乙の役割

甲の研修に協力隊を派遣するとともに、甲との協議の上、必要な経費を負担する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 長岡市  
長岡市長

乙 見附市  
見附市長

議案第55号

出雲崎町との間における定住自立圏形成に関する協定の一部変更について

長岡市及び出雲崎町の間において平成21年12月21日に締結した定住自立圏形成に関する協定の一部を次のとおり変更するため、長岡市定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例（平成21年長岡市条例第38号）の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

## 定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定書

平成21年12月21日付けで長岡市（以下「甲」という。）と出雲崎町（以下「乙」という。）との間で締結した定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第3条第1号イ(イ)を次のように改める。

### (イ) 圏域内大学への支援

#### a 取組の内容

- (a) 地元進学に向け、大学と連携して圏域の高校生に対して、情報提供を行う。
- (b) 圏域内に設立される大学の整備に対して、必要な財政的支援を行う。

#### b 甲の役割

- (a) 地域在住の高校生に対する情報提供を行う。
- (b) 大学の圏域内設置及び既存の大学の新学部開設に対する情報収集を行う。
- (c) 大学に対する必要な財政的支援を行う。

#### c 乙の役割

- (a) 地域在住の高校生に対する情報提供を行う。
- (b) 大学に対する必要な財政的支援を行う。

第3条第1号ウ(イ)の次に次のように加える。

### (ウ) 起業・創業等の支援

#### a 取組の内容

圏域内での起業創業等を促進するため、機運醸成や事業立上げ等に係る支援を展開する。

#### b 甲の役割

乙と連携し、圏域内での起業創業等を支援する事業を企画し、実施するほか、その情報の共有や発信を行う。

#### c 乙の役割

甲と連携し、圏域内での起業創業等を支援する事業を企画し、実施するほか、その情報の共有や発信を行う。

第3条第1号オを次のように改める。

## 市民防災力の充実・強化

### (ア) 取組の内容

- a 中越大震災等の経験を踏まえ、災害時に的確な判断及び行動ができる防災リーダーを育成するため、中越市民防災安全大学（以下「防災安全大学」という。）への入校を推奨する。
- b 要援護者及びその支援者をはじめとする圏域内住民に対する情報伝達体制を強化するため、携帯メールやSNSによる災害情報等の配信内容の充実を図るとともに、圏域内の携帯メールやSNSの登録者の拡大を推進する。

### (イ) 甲の役割

- a 防災安全大学を主催する公益社団法人中越防災安全推進機構（以下「機構」という。）と連携し、防災安全大学のカリキュラムを充実させ、学びやすい環境づくりを行い、受講者の確保につなげる。
- b 携帯メールやSNSによる情報配信を行う事業者のサービス（以下「情報配信サービス」という。）を活用し、普段から防災、災害等の情報を積極的に提供する等の情報配信を行い、甲の住民に対して情報配信サービスへの登録を呼びかける。

### (ウ) 乙の役割

乙の住民に対して防災安全大学への入校及び情報配信サービスへの登録を呼びかけるとともに、機構及び情報配信サービスを提供する事業者と連携して事業を推進する。

第3条第2号イ(ア)を次のように改める。

### (ア) 快適な情報基盤の整備（ケーブルテレビのサービスエリア拡大）

#### a 取組の内容

防災情報を含む多チャンネル・コミュニティ放送及び高速インターネット通信を一体的に提供できるケーブルテレビのサービスエリア拡大を支援する。

#### b 甲の役割

乙と連携し、ケーブルテレビのサービスエリア維持のため、必要に応じた協力を行う。

#### c 乙の役割

甲と連携し、ケーブルテレビのサービスエリア維持のため、必要に応じた協力を行う。

第3条第3号イの次に次のように加える。

ウ 地域おこし協力隊の合同研修

(ア) 取組の内容

地域おこし協力隊の実効的な活動やキャリア形成を実現するため、圏域合同での研修を実施する。

(イ) 甲の役割

乙と合同で実施することが効果的な研修を企画し、運営するとともに、外部から専門家を招へいする。

(ウ) 乙の役割

甲の研修に協力隊を派遣するとともに、甲との協議の上、必要な経費を負担する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 長岡市  
長岡市長

乙 出雲崎町  
出雲崎町長



議案第56号

公共施設の相互利用に関する協定の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき、長岡地域定住自立圏を構成する長岡市、小千谷市、見附市及び出雲崎町の間で平成22年3月26日に締結した公共施設の相互利用に関する協定の一部を次のとおり変更する。

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

## 公共施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定書

平成22年3月26日付けで長岡市、小千谷市、見附市及び出雲崎町の間において締結した公共施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結し、令和7年4月1日から適用する。

別表運動施設の表長岡市の項中

「 | 長岡市乙吉運動広場 | 長岡市乙吉町3483番地2 | 」を削る。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、構成市町がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

長岡市長

小千谷市長

見附市長

出雲崎町長

議案第57号

長岡市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき、長岡市及び三条市の間で平成29年3月30日に締結した長岡市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部を次のとおり変更する。

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部  
を変更する協定書

平成29年3月30日付けで長岡市（以下「甲」という。）と三条市（以下「乙」という。）との間に締結した長岡市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結し、令和7年4月1日から適用する。

別表運動施設の表長岡市の項中

「 | 長岡市乙吉運動広場 | 長岡市乙吉町3483番地2 | 」を削る。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

長岡市長

三条市長

## 報告第1号

### 専決処分の報告について

次の事件は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、議会の委任により指定されている事項について別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

専決第2号 和解及び損害賠償について

## 専決第2号

### 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年2月17日

長岡市長 磯田達伸

#### 和解及び損害賠償について

令和6年8月25日長岡市悠久町4丁目地内での河川改修工事中に発生した普通河川下助川の溢水による住家等の浸水被害について、次のとおり和解をし、損害を賠償するものとする。

#### 1 和解する相手方

市内在住者

#### 2 和解事項

- (1) 長岡市は、相手方に対し、賠償金として金43,000円を支払うものとする。
- (2) 長岡市と相手方は、今後、本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議・請求の申し立て、及び訴訟の提起を行わないものとする。

## 報告第2号

### 専決処分の報告について

次の事件は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、議会の委任により指定されている事項について別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

専決第3号 和解及び損害賠償について

## 専決第3号

### 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年2月17日

長岡市長 磯田達伸

#### 和解及び損害賠償について

令和6年8月25日長岡市悠久町4丁目地内での河川改修工事中に発生した普通河川下助川の溢水による住家等の浸水被害について、次のとおり和解するものとする。

#### 1 和解する相手方

市内在住者

#### 2 和解事項

- (1) 相手方は、長岡市に対し、賠償を請求しないものとする。
- (2) 長岡市と相手方は、今後、本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議・請求の申し立て、及び訴訟の提起を行わないものとする。



## 報告第3号

### 専決処分の報告について

次の事件は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、議会の委任により指定されている事項について別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

専決第4号 和解及び損害賠償について

## 専決第4号

### 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年2月17日

長岡市長 磯田達伸

#### 和解及び損害賠償について

令和6年8月25日長岡市悠久町4丁目地内での河川改修工事中に発生した普通河川下助川の溢水による住家等の浸水被害について、次のとおり和解するものとする。

1 和解する相手方  
市内在住者

#### 2 和解事項

- (1) 相手方は、長岡市に対し、賠償を請求しないものとする。
- (2) 長岡市と相手方は、今後、本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議・請求の申し立て、及び訴訟の提起を行わないものとする。

## 報告第4号

### 専決処分の報告について

次の事件は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、議会の委任により指定されている事項について別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

専決第5号 和解及び損害賠償について

## 専決第5号

### 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年2月17日

長岡市長 磯田達伸

#### 和解及び損害賠償について

令和6年8月25日長岡市悠久町4丁目地内での河川改修工事中に発生した普通河川下助川の溢水による住家等の浸水被害について、次のとおり和解するものとする。

#### 1 和解する相手方

市内在住者

#### 2 和解事項

- (1) 相手方は、長岡市に対し、賠償を請求しないものとする。
- (2) 長岡市と相手方は、今後、本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議・請求の申し立て、及び訴訟の提起を行わないものとする。

報告第5号

専決処分の報告について

次の事件は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、議会の委任により指定されている事項について別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

専決第6号 和解及び損害賠償について

## 専決第6号

### 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年2月17日

長岡市長 磯田達伸

#### 和解及び損害賠償について

令和6年8月25日長岡市悠久町4丁目地内での河川改修工事中に発生した普通河川下助川の溢水による住家等の浸水被害について、次のとおり和解するものとする。

#### 1 和解する相手方

市内在住者

#### 2 和解事項

- (1) 相手方は、長岡市に対し、賠償を請求しないものとする。
- (2) 長岡市と相手方は、今後、本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議・請求の申し立て、及び訴訟の提起を行わないものとする。

報告第6号

専決処分の報告について

次の事件は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、議会の委任により指定されている事項について別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

専決第7号 和解及び損害賠償について

## 専決第7号

### 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年2月17日

長岡市長 磯田達伸

#### 和解及び損害賠償について

令和6年8月25日長岡市悠久町4丁目地内での河川改修工事中に発生した普通河川下助川の溢水による住家等の浸水被害について、次のとおり和解するものとする。

1 和解する相手方  
市内在住者

#### 2 和解事項

- (1) 相手方は、長岡市に対し、賠償を請求しないものとする。
- (2) 長岡市と相手方は、今後、本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議・請求の申し立て、及び訴訟の提起を行わないものとする。



## 報告第7号

### 専決処分の報告について

次の事件は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、議会の委任により指定されている事項について別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

専決第8号 和解及び損害賠償について

## 専決第8号

### 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年2月17日

長岡市長 磯田達伸

#### 和解及び損害賠償について

令和6年8月25日長岡市悠久町4丁目地内での河川改修工事中に発生した普通河川下助川の溢水による住家等の浸水被害について、次のとおり和解するものとする。

#### 1 和解する相手方

市内在住者

#### 2 和解事項

- (1) 相手方は、長岡市に対し、賠償を請求しないものとする。
- (2) 長岡市と相手方は、今後、本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議・請求の申し立て、及び訴訟の提起を行わないものとする。

## 報告第8号

### 専決処分の報告について

次の事件は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、議会の委任により指定されている事項について別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

専決第9号 和解及び損害賠償について

## 専決第9号

### 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年2月17日

長岡市長 磯田達伸

#### 和解及び損害賠償について

令和6年8月25日長岡市悠久町4丁目地内での河川改修工事中に発生した普通河川下助川の溢水による住家等の浸水被害について、次のとおり和解をし、損害を賠償するものとする。

#### 1 和解する相手方

市内在住者

#### 2 和解事項

- (1) 長岡市は、相手方に対し、賠償金として金43,000円を支払うものとする。
- (2) 長岡市と相手方は、今後、本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議・請求の申し立て、及び訴訟の提起を行わないものとする。